

# 5 ESD 関連資料

---

ESD-J 関連資料 ..... 132

「ESD の 10 年国際実施計画案」全文仮訳 ..... 158

2005年2月2日 読売新聞

### （两三種的廢物把門）

2005年(平成17年)2月2日(水曜)

書を受けて、たゞ筆にはアラジン・コオラシヤネイロで「地球サミハート（環境と開拓に関する国際議論）」が書かれた。やがて、特許可取の開発に向けた取り組みが、世界各域で進められてきた。しかし、現實には地球問題化ならぬ問題問題は複雑化

## 持続可能な社会

ている。経済のグローバル化で貧富の格差が広がり、「持続不可能」な事態が世界的に続いている。環境、経済などある方面で、「持続可能な社会」を構築することだが、日本を含む西国にとって危機である。

一月から始まった国連「持続可能な開発のための教育」(EduSoc)は、環境教育や開発教育、識字教育、ジンダンティ(社会文化的性格)教育とい

「教育の10年」

## 官民で推進を

論



内部  
立教大学教授

(ESD)の十年」は、持続可能な社会の実現を目指すもので、「ESDの十年」は、1990年に南アフリカ・ヨハネスブルグで開かれた「環境開発サミット」(持続可能な開発に関する世界サミット)で、日本の政府や民間団体活動

「様々なアーティストを後援している。だからこそ、ヨハネスブルクでは、国連機関、各代表が、そつて日本の提案を歓迎したのだ。

1990年から「Nelson Mandelaの十年」実現が、1991年、末の国連総会で承認された。

社会、経済、文化など多方面で、  
分割に及び、個々の国や地域、  
によって異なる日本式の  
地域で展開されている環境  
課や福祉、健康の向上など  
人材育成、普及啓発、学校  
の総合学習、企業の社会的  
性に基づく活動などを、そ

議（ESSD）」）を一昨年六月に設立した。NPO（非営利組織）法人であるこの会議には環境、開発、人権、女性問題、平和などに取り組む団体が参加している。現在、地政糾査を開催、国内実施計画案の策定、国際ネットワーク

2005年3月19日 読売新聞

(31) 12 782

2005年(平成17年)3月

国連・拉



■ 基礎研究

## 「南北問題」の存在知ろう

池田香代子

ドイツ文學翻訳家・口承文芸研究家

の年)」(1990年の年)だが、  
1990年に活躍した「国際、  
電子の2年」(1990年に成功する  
「世界の2年」)など。  
私はこの「世界の2年」を活用  
して、バケツの「世界  
を建設」、「教育環境を世界で運営  
を進めて」という、年収は4000万  
で、費用は20万円、日本で子供  
一人を私設保育園に入れる「2年」  
の夢を叶はなうとはならない。

「あなたが日本文化を研究する立場からいへば、この問題は、たゞ、南洋の外洋問題、南洋諸島の小島問題である。」  
「は、海軍問題に關する問題は、各國の問題である。」  
「日本の外洋問題が、南洋に於ける問題である。」  
「では、どういたしまして、おなじ問題が、二つあるのですか？」

「持続可能な  
年推進会議」(E  
S Dの104  
め、2003年6月  
ーク崩壊。E S  
ーティングを企  
る。今年5月に  
く紹介した「E S  
ーティング」を無料  
ームページ( <http://www.esd-2003.org> )

## 持続可能な開発のための教育の10年

## 国内での推進体制考える キックオフミーティング



基調演說

「もつたいない」を大切に

シリウス・シリウス

ナウル・ソノガラシ

## 提唱国日本 リーダー役



#### 三十二、第二章最後の歌以體和泉源抄

開発のための教育のESD-J  
EUを国内で推進する  
に設立されたネットワ  
Bの開発事業や地域3  
と各地で開催して  
はESDをわかりやす  
SDの10年・キックオフ  
開催する。詳しくは、ホ  
http://www.esd-j.org/

・省庁が連携を

■ 布雷 ■ 阿部 治 ESD-1优秀课例 完整大数课



卷之三

#### 拡大する人口 ■ 資源 ■ 偏在する資源



国民一人当たりの  
エコロジカル・フットプリント  
世界平均の倍率(2000年)による



# 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の 10 年推進会議 設立趣意書

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」（ UN Decade of Education for Sustainable Development : 以下「ESD の 10 年」）は、持続可能な社会を実現するために必要な教育への取り組みを各国が積極的に行い、またそのための国際協力を推進するよう国連を通して各国政府に働きかけようというもので、2005 年からスタートします。これはヨハネスブルグサミットに向けた日本の NGO の提案を受け、日本政府が同サミットの実施文書に盛り込むよう提案し承認されたものであり、2002 年第 57 回国連総会で採択されました。

「持続可能な開発のための教育（ ESD : Education for Sustainable Development ）」という概念はまだ固まっていませんが、その考え方や進め方は各地域に根ざした多様性のあるものになるべきだということは国際的にも確認されています。したがって私たちは、各地域において市民一人ひとりが、持続可能な社会とはどのような社会なのか、 ESD とはどのような教育なのかについて考えるプロセスが重要であり、そのような場を作るための支援ネットワークが必要だと考えます。また ESD の概念や内容を議論する国際的な検討プロセスに日本の市民の意見やアジアの視点を反映させていくことも必要です。

これらのことから私たちは、「 ESD の 10 年」を契機に、日本国内の環境・開発・人権・平和・ジェンダー・多文化共生・保健など、社会的な課題に関する教育にかかわる NGO ・ NPO ・個人の動きをつなぎ、国内および国外における持続可能な開発のための教育（ ESD ）のあり方に関しての共通理解を図り、課題を検討すべく、2003 年 6 月 21 日に任意団体「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議を設立し、活動を展開してきました。そしてその主旨とネットワークと活動成果を引き継ぎ、政府、地方自治体、企業、教育関連機関等に対して対等な立場で政策提言および協働・連携による活動を行うことにより、持続可能な社会の実現に向けた教育の推進に寄与することを目的として、特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の 10 年推進会議（ ESD-J ）を設立します。具体的には、以下のことを実現すべく活動を展開いたします。

1. 異分野の NGO 等が互いに補完し合いながら、持続可能な社会づくりに取り組むネットワークをつくる。
2. 政府のカウンターパートとして、市民および NGO 等が政府、地方自治体、国際機関、企業、教育関連機関とパートナーシップを組み、国内外で実質的な「持続可能な開発のための教育」を実現するための政策提言と協働実施を行う。
3. 学校教育や社会教育、まちづくりなどを通じて持続可能な社会づくりに NGO 等が参画するしくみを強化する。
4. 「 ESD の 10 年」についての国際的な窓口や受け皿となる。
5. 国際的な政策決定プロセスに参画できる NGO の人材養成のしくみをつくる。
6. 日本の NGO が、国際機関へのプロジェクト提案と資金獲得をできるような方策を推進する。

## 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の 10 年推進会議 定款

### 第 1 章 総則

#### (名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の 10 年推進会議という。

英語名：Japan Council on the UN Decade of Education for Sustainable Development (ESD-J)。

#### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

#### (目的)

第 3 条 この法人は、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」(2005 年～2014 年、以下「ESD の 10 年」と称す) を契機に、日本国内の環境・開発・人権・平和・ジェンダー・多文化共生・保健など、社会的な課題に関する教育にかかわる市民 (NGO・NPO・個人) の動きをつなぎ、国内および国外における持続可能な開発のための教育 (ESD) のあり方に関する共通理解を図り、課題を検討する。そしてそれらをもとに政府、地方自治体、企業、教育関連機関等に対して、市民が対等な立場で政策提言および協働・連携による活動を行うことにより、市民の参画を基礎とした持続可能な社会の実現に向けた教育の推進に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 「ESD の 10 年」および ESD に関する情報収集・提供および出版事業
- (2) 「ESD の 10 年」および ESD に関する研修および普及啓発事業

- (3) 「ESD の 10 年」および ESD に関する調査研究および政策提言事業
- (4) ESD に関する地域ネットワークの形成および交流支援事業
- (5) 「ESD の 10 年」および ESD に関する国際ネットワーク推進事業
- (6) ESD を促進するための仕組みづくりに関する企業や行政との協働事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会員

### (種別)

- 第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員: この法人の目的に賛同して、入会する団体及び個人。
  - (2) 準会員: この法人の目的に賛同して、その活動に協力するために入会する団体及び個人。
  - (3) 賛助会員: この法人の目的に賛同して、賛助するために入会する団体及び個人。

### (入会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事が、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失しう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上 20人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち 1人を代表理事、1人以上 3人以内を副代表理事とする。

#### (選任等)

第14条 理事は、総会において定める役員選出規程に従って選出し、総会において承認する。監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ代表理事が指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること、もしくは理事会の招集の請求を行うこと。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員の解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人は顧問を若干名おくことができる。

2 顧問は代表理事が理事会の承認を得て任命する。

3 顧問の任期は第16条に順ずる。

4 顧問は代表理事の諮問に対して理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 会費の額及び変更

(7) 会員の除名

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）

(9) 解散における残余財産の帰属先

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## ESD-J 関連資料

### (総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は会員数を問わず平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

### (総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

### (理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第 32 条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 5 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の場合にはその日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事の委任を受けた場合は、その理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、35条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

### (事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長は理事会の同意を得て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第10章 雜則

(プロジェクト・チーム)

第60条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、プロジェクト・チームを設けることができる。

2 プロジェクト・チームは、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 プロジェクト・チームの組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(細則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
  - 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
  - 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 6 月 30 日までとする。
  - 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
  - 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
  - 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |          |    |     |    |                 |
|----------|----|-----|----|-----------------|
| (1) 正会員  | 団体 | 年会費 | 一口 | 10,000 円 (一口以上) |
|          | 個人 | 年会費 |    | 10,000 円        |
| (2) 準会員  |    | 年会費 |    | 3,000 円         |
| (3) 賛助会員 |    | 年会費 | 一口 | 50,000 円 (一口以上) |

## 別表 設立当初の役員

|       |        |
|-------|--------|
| 代表理事  | 阿部 治   |
| 副代表理事 | 池田 満之  |
| 副代表理事 | 牛山 佳久  |
| 副代表理事 | 関口 悅子  |
| 理事    | 伊藤 通子  |
| 理事    | 岩崎 裕保  |
| 理事    | 大島 順子  |
| 理事    | 上條 直美  |
| 理事    | 川嶋 直   |
| 理事    | 小金澤 孝昭 |
| 理事    | 清水 悟   |

|    |        |
|----|--------|
| 理事 | 新海 洋子  |
| 理事 | 竹内 よし子 |
| 理事 | 辻 英之   |
| 理事 | 新田 和宏  |
| 理事 | 降旗 信一  |
| 理事 | 三隅 佳子  |
| 理事 | 森 実    |
| 理事 | 森 良    |
| 理事 | 山本 幹彦  |
| 監事 | 浅見 哲   |
| 監事 | 世古 一穂  |

## 役員・顧問等名簿

|       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 代表理事  | 阿部 治   | 社団法人日本環境教育フォーラム            |
| 副代表理事 | 池田 満之  | 岡山ユネスコ協会                   |
|       | 牛山 佳久  | 特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会       |
|       | 閑口 悅子  | 地球環境・女性連絡会                 |
| 理 事   | 伊藤 通子  | 特定非営利活動法人工テクノロジー研究会        |
|       | 岩崎 裕保  | 帝塚山学院大学国際理解研究所             |
|       | 大島 順子  | 社団法人日本ネイチャーゲーム協会           |
|       | 上條 直美  | 明治学院大学国際平和研究所              |
|       | 川嶋 直   | 財団法人キープ協会                  |
|       | 小金澤 孝昭 | 仙台いぐね研究会                   |
|       | 清水 悟   | 社団法人農山漁村文化協会               |
|       | 新海 洋子  | エコプラットフォーム東海               |
|       | 竹内 よし子 | えひめグローバルネットワーク             |
|       | 辻 英之   | 特定非営利活動法人グリーンウッド自然体験教育センター |
|       | 新田 和宏  | 地球市民教育総合研究所                |
|       | 降旗 信一  | 東京農工大学大学院                  |
|       | 三隅 佳子  | 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム        |
|       | 森 実    | 大阪教育大学                     |
|       | 森 良    | 特定非営利活動法人工コ・コミュニケーションセンター  |
|       | 山本 幹彦  | 特定非営利活動法人当別エコロジカルコミュニティー   |
| 監 事   | 浅見 哲   | 税理士浅見哲事務所                  |
|       | 世古 一穂  | 特定非営利活動法人 NPO 研修・情報センター    |
| 顧 問   | 池田 香代子 | ドイツ文学翻訳家・口承文芸研究家           |
|       | 岡島 成行  | 社団法人日本環境教育フォーラム 理事長        |
|       | 坂本 尚   | 社団法人農山漁村文化協会 専務理事          |
|       | CW ニコル | 作家                         |
|       | 廣野 良吉  | 成蹊大学名誉教授                   |
|       | 松浦 晃一郎 | 国連教育科学文化機関（UNESCO）事務局長     |
|       | 水野 憲一  | TVE ジャパン                   |
| 事務局長  | 村上 千里  |                            |

※ 現役員の任期は、2006年6月の総会までです。

※ 顧問および事務局長は役員ではありません。

## 2003 年度決算報告 (2003 年 6 月 21 日～2004 年 3 月 31 日)

## 収支計算書 平成 15 年 6 月 21 日から平成 16 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

| Ⅰ 収入の部      | 予算額        | 実績額        | 差異          |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 1 会費収入      | 2,000,000  | 1,600,000  | 400,000     |
| 正会員 会費収入    | 1,000,000  | 1,420,000  | - 420,000   |
| 準会員 会費収入    | 600,000    | 180,000    | 420,000     |
| 賛助会員 会費収入   | 400,000    | 0          | 400,000     |
| 2 事業収入      | 500,000    | 2,318,700  | - 1,818,700 |
| シンポ参加費      | 500,000    | 219,000    | 281,000     |
| 調査等受託業務     | 0          | 2,000,000  | - 2,000,000 |
| 書籍販売        | 0          | 99,700     | - 99,700    |
| 3 補助金等収入    | 7,900,000  | 8,569,000  | - 669,000   |
| 民間助成金収入     | 7,900,000  | 8,569,000  | - 669,000   |
| 4 寄付金収入     | 100,000    | 266,235    | - 166,235   |
| 寄付金収入       | 100,000    | 259,340    | - 159,340   |
| 募金収入        | 0          | 6,895      | - 6,895     |
| 5 雑収入       | 0          | 28,104     | - 28,104    |
| 受取利息        | 0          | 4          | - 4         |
| 雑収入         | 0          | 28,100     | - 28,100    |
| 6 借入金収入     | 0          | 6,290,000  | - 6,290,000 |
| 短期借入金収入     | 0          | 6,290,000  | - 6,290,000 |
| 当期収入合計 (A)  | 10,500,000 | 19,072,039 | - 8,572,039 |
| 前期繰越収支差額    | 0          | 0          | 0           |
| 前期繰越収支差額調整額 | 0          | 0          | 0           |
| 収入合計 (B)    | 10,500,000 | 19,072,039 | - 8,572,039 |

| Ⅱ 支出の部             | 予算額        | 実績額        | 差異          |
|--------------------|------------|------------|-------------|
| 1 事業費              | 5,398,000  | 7,193,176  | - 1,795,176 |
| 書籍購入支出             | 0          | 15,360     | - 15,360    |
| 旅費交通費              | 2,168,000  | 2,810,099  | - 642,099   |
| 通信運搬費              | 0          | 25,560     | - 25,560    |
| 消耗品費               | 50,000     | 101,749    | - 51,749    |
| 印刷製本費              | 600,000    | 1,675,327  | - 1,075,327 |
| 支払手数料              | 210,000    | 219,620    | - 9,620     |
| 委託費                | 1,010,000  | 836,575    | 173,425     |
| 謝金                 | 380,000    | 247,111    | 132,889     |
| 会議費                | 0          | 28,200     | - 28,200    |
| コーディネート料           | 500,000    | 550,000    | - 50,000    |
| 翻訳料                | 480,000    | 683,575    | - 203,575   |
| 2 管理費              | 5,102,000  | 4,896,094  | 205,906     |
| 給料手当               | 3,375,000  | 3,837,874  | - 462,874   |
| 福利厚生費              | 0          | 419        | - 419       |
| 会議費                | 0          | 3,134      | - 3,134     |
| 旅費交通費              | 960,000    | 242,704    | 717,296     |
| 通信運搬費              | 767,000    | 483,668    | 283,332     |
| 消耗品費               | 0          | 260,720    | - 260,720   |
| 支払手数料              | 0          | 65,775     | - 65,775    |
| 租税公課               | 0          | 1,800      | - 1,800     |
| 3 固定資産取得支出         | 0          | 21,000     | - 21,000    |
| 出資金支出              | 0          | 21,000     | - 21,000    |
| 4 借入金返済支出          | 0          | 1,500,000  | - 1,500,000 |
| 短期借入金返済支出          | 0          | 1,500,000  | - 1,500,000 |
| 当期支出合計 (C)         | 10,500,000 | 13,610,270 | - 3,110,270 |
| 当期収支差額 (A) - (C)   | 0          | 5,461,769  | - 5,461,769 |
| 次期繰越収支差額 (B) - (C) | 0          | 5,461,769  | - 5,461,769 |

## 貸借対照表

平成 16 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

| 科目        | 金額        |           |           |  |  |  |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|
| I 資産の部    |           |           |           |  |  |  |
| 1 流動資産    |           |           |           |  |  |  |
| 現金        | 7,465     |           |           |  |  |  |
| 普通預金      | 6,919,644 |           |           |  |  |  |
| 未収会費      | 185,000   |           |           |  |  |  |
| 未収金       | 1,024,013 |           |           |  |  |  |
| たな卸資産     | 34,000    |           |           |  |  |  |
| 仮払金       | 37,580    |           |           |  |  |  |
| 流動資産合計    |           | 8,207,702 |           |  |  |  |
| 2 固定資産    |           |           |           |  |  |  |
| その他の固定資産  |           |           |           |  |  |  |
| 出資金       | 21,000    |           |           |  |  |  |
| その他固定資産合計 | 21,000    | 21,000    |           |  |  |  |
| 資産合計      |           |           | 8,228,702 |  |  |  |

| 科目            | 金額        |           |           |  |  |  |
|---------------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|
| II 負債の部       |           |           |           |  |  |  |
| 1 流動負債        |           |           |           |  |  |  |
| 未払金           | 2,670,823 |           |           |  |  |  |
| 前受金           | 29,000    |           |           |  |  |  |
| 預り金           | 12,110    |           |           |  |  |  |
| 短期借入金         | 4,790,000 |           |           |  |  |  |
| 流動負債合計        |           | 7,501,933 |           |  |  |  |
| 負債合計          |           |           | 7,501,933 |  |  |  |
| III 正味財産の部    |           |           |           |  |  |  |
| 正味財産          |           |           | 726,769   |  |  |  |
| (うち当期正味財産増加額) |           |           | (726,769) |  |  |  |
| 負債及び正味財産合計    |           |           | 8,228,702 |  |  |  |

## 正味財産増減計算書

平成 15 年 6 月 21 日から平成 16 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

| 科目        | 金額        |           |           |  |  |  |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|
| I 増加の部    |           |           |           |  |  |  |
| 1 資産増加額   |           |           |           |  |  |  |
| 当期収支差額    | 5,461,769 |           |           |  |  |  |
| たな卸資産受贈額  | 50,000    |           |           |  |  |  |
| 出資金増加額    | 21,000    | 5,532,769 |           |  |  |  |
| 2 負債減少額   |           |           |           |  |  |  |
| 短期借入金返済額  | 1,500,000 | 1,500,000 |           |  |  |  |
| 増加額合計     |           |           | 7,032,769 |  |  |  |
| II 減少の部   |           |           |           |  |  |  |
| 1 資産減少額   |           |           |           |  |  |  |
| たな卸資産売却額  | 16,000    | 16,000    |           |  |  |  |
| 2 負債増加額   |           |           |           |  |  |  |
| 短期借入金増加額  | 6,290,000 | 6,290,000 |           |  |  |  |
| 減少額合計     |           |           | 6,306,000 |  |  |  |
| 当期正味財産増加額 |           |           | 726,769   |  |  |  |
| 前期繰越正味財産額 |           |           | 0         |  |  |  |
| 期末正味財産合計額 |           |           | 726,769   |  |  |  |

# 「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 2004 年度事業計画

2004 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日

## I. 方針

ESD-J は 2003 年 6 月 21 日の設立総会で発足し、現在、団体正会員 64 団体、個人正会員 60 人、団体準会員 3 団体、個人準会員 50 名となっている。

事業面においては、2004 年度第四四半期から「持続可能な開発のための教育の 10 年」(DESD) がスタートすることから、2004 年度から 2005 年度にかけては、DESD の認知度を高め、DESD を契機に持続可能な社会づくりのための教育活動に取り組もうとする機運を高めることが第一に必要である。またそれらは、ESD に取り組むさいに必要な基礎的な情報や実践事例などの情報や各地のネットワークを整備・支援することにより、機運を行動につなげていく基盤づくりと並行して行わなければならない。

さらに行政では、ESD 国内実施計画の策定がスタートすると思われる。ESD はイニシアチブを地域がもち、教育機関や行政だけでなく NGO を始めとするステークホルダーがパートナーシップで取り組む必要があり、それを可能とする枠組みを NGO から提案し、政府案に反映させることが重要である。

組織運営上の課題としては、設立総会において暫定と定められた規約を 6 月 21 日までに正式承認し、運営委員を選出することが第一に挙げられる。また、社会的信用を確保し、組織として契約主体となるよう、秋までに NPO 法人格の取得を行う。さらに、DESD が本格スタートする 2005 年度には、各地の ESD のサポート体制を充実させるべく独立した事務所をもち、常勤スタッフ 3 名体制をめざしたい。このため 2004 年度は会員拡大に努めるほか、企業への協力依頼に注力し、2005 年度には賛助会員会費で 1000 万円の基盤をつくることをめざしたい。

ESD-J は以上のこととを実現すべく、2004 年度、以下の事業に取り組む。

## II. 事業

### 1. 情報提供事業（担当：情報提供 PT）

- 1) 日本語版ウェブサイトの充実：上記情報をウェブ上でタイムリーに発信

### 2. 教育・出版事業（担当：教育出版 PT）

- 1) ESD 解説シリーズ冊子「ESD とつながろう（仮題）」の発行 (A4・8 ページ、年 6 冊)：国内で活動する NGO・NPO 向けに、ESD をめぐる国連機関や政府の動き、国内地域での実践事例などをテーマごとにまとめ発行
- 2) ESD ブックレット『ESD 入門（仮題）』の発行：DESD に关心をもつ市民に向け、ESD 解説シリーズ冊子をよりわかりやすく編集したブックレットを発行
- 3) 出前講座・ワークショップの実施：地域からの要請に応じ、講師を派遣

### 3. ネットワーク推進事業（担当：ネットワーク形成 PT）

- 1) 地域ミーティングの開催：開催希望団体を募り、全国 15 カ所で実施（2005 年度までに全都道府県で実施をめざす）

2) 全国コーディネーターミーティングの開催: 地域ミーティング開催団体などによる経験交流（1泊2日）

#### 4. 政策提言事業（政策提言 PT）

- 1) ESD の 10 年日本実施計画策定のための調査研究および研究会を開催し（2泊3日1回、半日5回）、NGO 案を策定
- 2) 政府に ESD の 10 年日本実施計画の策定と、NGO との対話・議論の場となるラウンドテーブルの設置を働きかける
- 3) ESD の 10 年日本実施計画に NGO 案が反映されるよう働きかける
- 4) ESD の 10 年に関する調査事業の実施

#### 5. 国際ネットワーク事業（国際プロジェクト PT）

- 1) 英語版ウェブサイトの立ち上げ：日本の動きを英訳し、海外向けに発信
- 2) ESD の 10 年関連国際会議（IUCN 国際ワークショップ、日本政府 + 国連大学主催の ESD の 10 年キックオフ会議）でのネットワーク・ワークショップの開催
- 3) 講演会・ワークショップの実施：ネットワーク団体が招聘した海外ゲストを活用し、ESD の視点から企画・実施

＜以下は承認事項ではなく、報告事項＞

### III. 組織運営体制

以下は 2004 年 6 月の役員改選までの体制とする。

#### 1. 事業担当

- 情報提供プロジェクト・チーム（PT リーダー：小栗）
  - 教育・出版プロジェクトチーム（PT リーダー：森良）
  - 政策提言プロジェクト・チーム（PT リーダー：池田）
  - ネットワーク形成プロジェクト・チーム（PT リーダー：辻）
  - 国際プロジェクト・チーム（PT リーダー：大島）
- \* それぞれの事業は互いに関連があるため、各 PT 間で連携・協力して取り組む

#### 2. 組織基盤強化担当

- NPO 法人化準備プロジェクト・チーム（PT リーダー：佐藤）  
→ NPO 法人格を取得する
- 収益事業開発・財政基盤強化プロジェクト・チーム（PT リーダー：川嶋）  
→ 会員および賛助会員の拡大など財政基盤強化に努める
- 広報プロジェクト・チーム（PT リーダー：水野）  
→ ESD の 10 年および ESD-J の広報活動を積極的に行う
- 地域実施計画策定検討プロジェクトチーム（PT リーダー：新田）
- ESD 評価プロジェクトチーム（PT リーダー：新田）

#### 3. 事務局担当

- 事務局担当運営委員（降旗、木附）
- 事務局長（村上）
- 事務局スタッフ（二ノ宮）

## 2004 年度予算案 (2004 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日)

## 【収入の部】

(単位: 千円)

|                         | 今期予算   | 前期補正予算 | 差異    |
|-------------------------|--------|--------|-------|
| 1. 会費収入・寄付金等            | 2,900  | 1,450  | 1,450 |
| 準会員会費 : @3,000 × 100 名  | 300    | 150    |       |
| 正会員会費 : @10,000 × 200 口 | 2,000  | 1,200  |       |
| 賛助会員会費 : @50,000 × 10 口 | 500    | 0      |       |
| 寄付金                     | 100    | 100    |       |
| 2. 事業収入                 | 4,500  | 2,200  | 2,300 |
| 研究会・シンポ等参加費             | 500    | 200    |       |
| 調査等受託事業                 | 4,000  | 2,000  |       |
| 3. 助成金                  | 10,300 | 8,600  | 1,700 |
| 地球環境基金                  | 10,000 | 8,600  |       |
| 損保ジャパン環境財団              | 300    |        |       |
| 4. 借入金                  | 7,000  | 4,000  | 3,000 |
| 当期収入合計                  | 24,700 | 16,250 | 8,450 |
| 前年度繰越収支 (予測)            | 405    | 0      |       |
| 総収入合計                   | 25,105 | 16,250 |       |

## 【支出の部】

(単位: 千円)

|  |        |        |         |
|--|--------|--------|---------|
| I. 事業費                                   |        |        |         |
| 1. 情報提供事業                                |        |        |         |
| 1) 日本語版ウェブサイトの充実                         | 460    | 2,097  | - 1,637 |
| ★ プロジェクト人件費                              | 360    |        |         |
| 1) プロジェクト人件費                             | 100    |        |         |
| 2. 研修・出版事業                               | 1,620  |        | 1,620   |
| 1) ESD 解説シリーズ冊子発行                        | 660    |        |         |
| 2) ESD ブックレット『ESD 入門』発行                  | 500    |        |         |
| 3) 国内各地への講師派遣                            | 360    |        |         |
| ★ プロジェクト人件費                              | 100    |        |         |
| 3. ネットワーク推進事業                            | 3,700  | 3,147  | 553     |
| 1) 地域ミーティングの開催 (15 カ所)                   | 2,400  |        |         |
| 2) 全国コーディネーターミーティングの開催 (1泊2日)            | 1,200  |        |         |
| ★ プロジェクト人件費                              | 100    |        |         |
| 4. 政策提言事業                                | 3,900  | 1,928  | 1,972   |
| 1) 国内実施計画 NGO 案策定                        | 327    |        |         |
| 研究会 (5 回)                                | 975    |        |         |
| ワークショップ (2泊3日)                           | 798    |        |         |
| 2) 政府機関への働きかけ                            |        |        |         |
| 3) DESD 調査事業実施                           | 1,700  |        |         |
| ★ プロジェクト人件費                              | 100    |        |         |
| 5. 国際ネットワーク事業                            | 2,450  |        | 2,450   |
| 1) 英語版ウェブサイトの立ち上げ                        | 500    |        |         |
| 2) 国際会議でのワークショップ実施                       | 1,080  |        |         |
| 3) 海外ゲストによる講演・ワークショップ                    | 770    |        |         |
| ★ プロジェクト人件費                              | 100    |        |         |
| II. 一般管理費                                | 5,570  | 4,673  | 897     |
| 1) 事務局スタッフ人件費 (事務局長 180 日、アルバイト 202.5 日) | 4,320  | 3,430  |         |
| 2) 通勤費・交通費                               | 480    | 200    |         |
| 3) 雑費・通信費                                | 620    | 1,043  |         |
| 4) 機材購入費                                 | 150    |        |         |
| III. 借入金返済支出                             | 7,085  | 4,000  | 3,085   |
| 1) 借入金返済                                 | 7,000  |        |         |
| 2) 利子返済                                  | 85     |        |         |
| 総支出合計                                    | 24,785 | 15,845 | 8,940   |
| 次期繰り越し収支差額                               | 320    | 405    |         |

# 団体正会員名簿

(2005年3月末日現在)

北海道東北

NPO 法人 当別エコロジカルコミュニティー 北海道

くりこま高原自然学校 (NPO 法人 くりこま高原・地球の暮らしと自然教育研究所) 宮城県

東北のど真ん中、栗駒山中で「くりこま高原暮らし環境実験村」構想を進行中。田舎暮らしと自然体験活動を通じ、グローバル経済に翻弄されない、持続可能な平和で豊かな暮らしを創造できる人づくりと社会づくりをめざしている。

[URL] <http://www1.neweb.ne.jp/wa/kurikoma/> [e-mail] [kurikoma@ma.neweb.ne.jp](mailto:kurikoma@ma.neweb.ne.jp)

NPO 法人 サイカチネイチャークラブ 宮城県

私たちは、仙台市西部サイカチ沼および月山池周辺を定点自然観察することから「地球環境」を考える団体です。自然観察をとおして環境教育の実践活動や「こどもエコクラブ」の活動を支援しております。

[URL] <http://www.geocities.co.jp/Outdoors/6545/> [e-mail] [mon@technowave.ne.jp](mailto:mon@technowave.ne.jp)

仙台いぐね研究会 宮城県

関東甲信越

財団法人 グリーンクロスジャパン 埼玉県

独自に制作した「みどりの小道」環境日記という冊子を全国の小学校などに無償で配布し、子どもたちの環境活動を応援しています。環境日記のコンテストや、子ども環境会議も毎年実施しています。

[URL] <http://www.gcj.jp> [e-mail] [gcjhome@gcj.jp](mailto:gcjhome@gcj.jp)

財団法人 オイスカ 東京都

財団法人 日本自然保護協会 東京都

日本の自然保護問題を具体的に解決するため半世紀間活動してきた NGO です。生態系と生物の多様性を守る社会をめざし、科学的な調査にもとづく政策提言や環境教育を実践。会費や寄付を主な財源に、全国のボランティアと活動を展開しています。

[URL] <http://www.nacsj.or.jp/> [e-mail] [nature@nacsj.or.jp](mailto:nature@nacsj.or.jp)

財団法人 日本野鳥の会 東京都

自然と人間が共存する豊かな社会の実現をめざし、野鳥や自然のすばらしさを伝えながら自然保護をすすめています。

[URL] [www.wbsj.org](http://www.wbsj.org) [e-mail] [nature@wbsj.org](mailto:nature@wbsj.org)

財団法人 日本ユニセフ協会 東京都

財団法人 日本 YMCA 同盟 東京都

財団法人 ボーイスカウト日本連盟 東京都

社団法人 ガールスカウト日本連盟 東京都

ガールスカウト日本連盟は、少女と若い女性のための社会教育団体です。少女と若い女性が責任ある世界市民として資質を伸ばすことをめざし、全国各地域で平和、環境、人権などさまざまなテーマで活動に取り組んでいます。

[URL] <http://www.girlscout.or.jp> [e-mail] [info@girlscout.or.jp](mailto:info@girlscout.or.jp)

## ESD-J 関連資料

### 社団法人 日本環境教育フォーラム 東京都

1987 年に自然体験型の環境教育を広めようとさまざまな人びと、団体が参集したのが始まり。自然体験活動指導者の養成、企業との連携事業、行政への政策提言、国際的な環境教育支援など持続可能な社会づくりのため、広範な環境教育への取組みを展開している。

[URL] <http://www.jeef.or.jp/> [e-mail] [info@jeef.or.jp](mailto:info@jeef.or.jp)

### 社団法人 日本ネイチャーゲーム協会 東京都

ネイチャーゲームを通した「自然へのきづき」のある暮らしを提案します。「自然と共生する持続型地域社会の創造をめざしてネイチャーゲームを推進しよう」を合言葉に、各地の地域ネイチャーゲームの会による ESD 実践をめざしています。

[URL] <http://www.naturegame.or.jp> [e-mail] [jimukyoku@naturegame.or.jp](mailto:jimukyoku@naturegame.or.jp)

### 社団法人 日本ユネスコ協会連盟 東京都

社団法人日本ユネスコ協会連盟は、ユネスコ憲章の理念にもとづく活動を行う NGO です。全国に約 300 のボランティア組織であるユネスコ協会があり、途上国への教育支援「世界寺子屋運動」や「世界遺産活動」「青少年育成活動」などさまざまな活動を展開しています。

[URL] <http://www.unesco.jp> [e-mail] [nfuaj@unesco.or.jp](mailto:nfuaj@unesco.or.jp)

### 社団法人 農山漁村文化協会 東京都

近代化は、あらゆる場面で生産効率を高め便利な生活をもたらしましたが、自然と人間の関係を敵対的なものに変えてしまいました。農文協は、農と食・健康・教育を軸心として「いのちの流れ」を呼びおこし、都市と農村の関係を変え、自然と人間の調和した社会を形成することをめざして、総合的活動を展開する文化団体です。

[URL] <http://www.ruralnet.or.jp/nbk/nbk.html> [e-mail] [rural@mail.ruralnet.or.jp](mailto:rural@mail.ruralnet.or.jp)

### NPO 法人 イー・ジー・E G 俱楽部 (Earth Guardian 俱楽部) 東京都

地球の守り人の自覚をもち、地球憲章を基本理念として、足元の暮らしや地域でなにができるかを摸索しつつ活動しています。セミナー、自然観察会、エコドリーム読書選手権大会（小学生を対象に、環境に関する読書のクイズ）やミニコミ誌の発行（年 4 回）をしています。

[URL] <http://members.jcom.home.ne.jp/eg-c/> [e-mail] [eg-c@jcom.home.ne.jp](mailto:eg-c@jcom.home.ne.jp)

### NPO 法人 ADP 委員会 東京都

日本の NGO が底力をつけて、民主化支援に乗り出せるよう、政策提言活動を行なうと同時に、具体的な民主化支援活動の道を探しています。

[URL] <http://www4.ocn.ne.jp/~adp/> [e-mail] [schu@io.ocn.ne.jp](mailto:schu@io.ocn.ne.jp)

### NPO 法人 エコ・コミュニケーションセンター (ECOM) 東京都

使命は“コミュニティ・エンパワーメント”。活動の柱は、①コミュニティ教育によるまちづくり、② ESD の地域・学校での展開、③平和と環境のためのアジアネットワーキング。地域コーディネーターの育成に力を注ぐ。

[URL] <http://www12.ocn.ne.jp/~ecom/> [e-mail] [npo.ecom@crux.ocn.ne.jp](mailto:npo.ecom@crux.ocn.ne.jp)

### NPO 法人 ECOVIC 東京都

### NPO 法人 ECOPLUS 東京都

地域と地球を見据えた自然体験活動と環境教育プロジェクトを展開。「人、自然、異文化」と「つながる、ひろがる、深まる」がキーワードです。

[URL] <http://www.ecoplus.jp/> [e-mail] [info@ecoplus.jp](mailto:info@ecoplus.jp)

**NPO 法人 開発教育協会** 東京都

1982年に発足した日本では数少ない全国ネットワーク型の教育NGO。日本における開発教育の普及推進を目的に、政策提言・調査研究・教材開発・人材育成・情報提供などの各種事業を実施。欧州やアジア太平洋地域の関係団体とのネットワークにも力を入れている。

[URL] <http://www.dear.or.jp> [e-mail] [main@dear.or.jp](mailto:main@dear.or.jp)

**NPO 法人 環境文化のための対話研究所** 東京都**NPO 法人 グローバル・スクール・プロジェクト (GSP)** 東京都**NPO 法人 国際自然大学校** 東京都**NPO 法人 自然体験活動推進協議会** 東京都**NPO 法人 持続可能な社会をつくる元気ネット** 東京都

持続可能な循環型社会形成をめざし、全国の循環型地域づくりを応援します。「市民が創る環境のまち“元気大賞”」をとおし、全国の元気なネットワークをつなぎます。環境と経済の好循環のまちづくり全国サミットを実施。

[URL] [www.genki-net.jp/](http://www.genki-net.jp/) [e-mail] [info@genki-net.jp](mailto:info@genki-net.jp)

**NPO 法人 樹木・環境ネットワーク協会** 東京都**NPO 法人 生態教育センター** 東京都**NPO 法人 ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし** 東京都**アースビジョン組織委員会** 東京都

「地球環境」をテーマとした国際映像祭、「EARTH VISION 地球環境映像祭」を開催。この映像祭は、1992年に、アジアで初めての国際環境映像祭として開始。以来、毎年、アジア・オセアニア・ポリネシアの優れた映像作品を紹介している。

[URL] <http://www.earth-vision.jp> [e-mail] [festival@earth-vision.jp](mailto:festival@earth-vision.jp)

**環境 NGO アジア環境連帯 (NGO アジア環境連帯 (ACE))** 東京都

NGO アジア環境連帯 (ACE) は政策提言型 NGO (「アジア環境経済圏」、「環境資本主義」を提案) です。主として高度に専門的、学術的な背景と国際ネットワークをもち、とくに、中東地域の環境修復プロジェクトを手がけています。

[URL] <http://www.ngo-ace.org> [e-mail] [yeguchi@ngo-ace.org](mailto:yeguchi@ngo-ace.org)

**環境・国際研究会** 東京都

環境保全と国際交流に貢献することを目的とした非営利の民間公益団体で、人びとと自然が共生できる持続可能な地球社会を築くため、環境教育活動を中心に、水EE、ESD、GADなどをテーマに、世界の人びとと交流しています。

[URL] <http://www.iiej.org/> [e-mail] [info@iiej.org](mailto:info@iiej.org)

**サステイナブル・コミュニティ研究所** 東京都

## ESD-J 関連資料

「持続可能な社会と教育」研究会 東京都

全国学校給食協会 東京都

地域活動協働協会（LACA） 東京都

地球環境・女性連絡会（GENKI） 東京都

TVE ジャパン 東京都

日本アウトドアネットワーク 東京都

日本環境ジャーナリストの会 東京都

ハーグ平和アピール平和教育地球キャンペーン 東京都

東アジア地域環境問題研究所 東京都

株式会社 現代文化研究所 東京都

現代文化研究所は、自動車と自動車産業を専門領域としたシンクタンクです。とくに、「交通・環境問題研究」「国際動向モニタリング」「企業環境調査研究」「市場動向・マーケティング調査」「ライフスタイル研究」といった分野で、外部機関とのコラボレーションも活発に行なながら、グローバルな切り口で調査・研究を重ねています。

[URL] <http://www.gendai.co.jp> [e-mail] y-iwata@gendai.co.jp (担当:岩田)

有限会社 バースセンス研究所 東京都

NPO 法人 キーパーソン 21 神奈川県

小中高世代の子どもたちに夢と目標をもたせ自信をもって力強く生きていく大人に成長してほしい。将来の仕事や職業を切り口にして自ら学んでいくように大人たちが手を差し伸べるてあげる活動

[URL] <http://www.keyperson21.org> [e-mail] kensei-kondo@kit.hi-ho.ne.jp

オーシャンファミリー海洋自然体験センター 神奈川県

「海は楽しく、おもしろく、大切だ」を合言葉に、スノーケリングや磯の観察など、海にかかわるさまざまな体験活動をとおして、海を楽しみ、海の生態に関する知識と安全に対する技術を学び、海に親しむ元気な子どもを育てることをめざしている。また、そのための指導者養成を行っている。

[URL] <http://www5.ocn.ne.jp/~ocean-f/> [e-mail] oceannet@fancy.ocn.ne.jp

地球環境を守る会「リーフ」 神奈川県

この会は、経済優先社会から環境優先社会を実現することを目的とする。三つの活動の柱（三枚の葉：Leaf）は、（1）地球環境を守る（2）世界平和を祈る（3）環境優先社会を実現する。環境パートナーシッププラザに登録。

[e-mail] yakito@bf.wakwak.com

## ..... 甲信越北陸

## 学校法人 日本自然環境専門学校 新潟県

「自然と共に生きること。」そんなネーチャー・コミュニケーションを身につけることを目的にした、全国でも数少ない自然・環境・人間の関係を学ぶ学校。それが日本自然環境専門学校です。新潟県は南北に長く、川、海、山、高山、湖、という多様な自然に恵まれている県です。このような恵まれた実習環境を背景に、自然の保全や、復元、環境教育、人間環境を本格的に学んでいます。

[URL] <http://www.caretech.ac.jp/> [e-mail] [info@caretech.ac.jp](mailto:info@caretech.ac.jp)

## 財団法人 野外教育研究財団 長野県

## NPO 法人 グリーンウッド自然体験教育センター 長野県

## NPO 法人 やまぼうし自然学校 長野県

(NPO 法人) やまぼうし自然学校

「子どもたちを自然の中へ！」がキーワード。近未来、地元の自然を生かした地域づくりを担う人材を育てるべく、子どもたちが自然の中で遊ぶ機会を提供し、またそのための環境整備（人的ネットワークの構築、行政・地域との連携含む）や指導者養成に力を注ぐ。

[URL] <http://yamaboushi.org/> [e-mail] [office@yamaboushi.org](mailto:office@yamaboushi.org)

## 株式会社 ポップ 長野県

## 財団法人 キープ協会 山梨県

キープは山梨県清里高原に設立された清泉寮を母体に、実践的なモデル農村コミュニティづくりを目指して設立されました。創設者ポール・ラッシュの信念と行動力を基盤に、酪農・環境教育・国際交流などを通し、持続可能な社会の実現に貢献することを目指す団体です。

[URL] <http://www.keep.or.jp/> [e-mail] [forester@keep.or.jp](mailto:forester@keep.or.jp) (環境教育事業部)

## エコテクノロジー研究会 富山県

## とやま国際理解教育研究会 富山県

## ..... 東海

## NPO 法人 ガラ紡愛好会 静岡県

## ホールアース自然学校（NPO 法人ホールアース研究所） 静岡県

1982 年創立以来「実体験主義」をかかげ、富士山麓を中心に、独自の自然体験プログラムを提供している民間の自然学校です。“持続可能な未来”に向けて、地域や世界の人びとと共に活動を続けていきます。

[URL] <http://wens.gr.jp> [e-mail] [info@wens.gr.jp](mailto:info@wens.gr.jp)

## エコプラットフォーム東海 愛知県

愛知・岐阜・三重の東海地域において、環境教育に関心をもち、実践を行っている市民、NPO、教育関係者、行政および大学などが交流し協働するためにつくられたプラットフォーム組織です。2002 年より環境教育に携わっている多くの仲間が集まり、東海地域における環境教育の現状の問題点や克服すべき課題などを話し合い、1) 環境教育を必要としている側（需要）と実践する側（供給）のマッチングシステム、2) 持続可能な社会をつくる環境学習プログラムの開発と実践、3) それらを担う人材の育成、3 点の必要性を認識し、共有しています。EPT はその必要性に応え、地域の環境教育を一層充実したものにするために、地域のプラットフォームとしての役割を果たすべく活動を実践しています。

[URL] <http://www.ept.jp> [e-mail] [ept@ept.jp](mailto:ept@ept.jp)

## ESD-J 関連資料

有限会社 木文化研究所 愛知県

NPO 法人 地球の未来 岐阜県

持続可能社会構築のための研究と実践。地方自治推進のための政策提言『岐阜発、地域カクメイ』の普及、エマルジョン燃料の普及の2つが今年度の活動の柱。

[URL] <http://fearth.web.infoseek.co.jp/> [e-mail] komamiya@enat.org

OAK HILLS (オークヒルズ) 岐阜県

森林たくみ塾 岐阜県

木の文化をもとにした新しい暮らしのあり方を探求し、それを仕事として実行できる能力をもった人材を育成する、日本で初めての「木の総合教育機関」として開設されました。

[URL] <http://www.takumijuku.com> [e-mail] mail@takumijuku.com

NPO 法人 ドングリの会 岐阜県

..... 関西

財団法人 京都ユースホステル協会 京都府

NPO 法人 環境市民 京都府

NPO 法人 ほっとねっと 奈良県

財団法人 アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪） 大阪府

昨年7月に設立10周年を迎えました。今後も、(1) アジア・太平洋地域における人権の伸長を図る、(2) 国際的な人権伸長・保障の過程にアジア・太平洋の視点を反映させる、(3) アジア・太平洋地域における日本の国際協調・貢献に人権尊重の視点を反映させる、を目的に、ローカルとナショナル、リージョナルとグローバルな分野を視野にいれて事業を展開いたします。

[URL] <http://www.hurights.or.jp/> [e-mail] webmail@hurights.or.jp

社団法人 部落解放・人権研究所 大阪府

部落解放・人権研究所の目的は、部落差別をはじめ一切の差別の撤廃をはかり、人権確立社会の実現をめざすため、歴史、社会、経済、法律、文化、教育、運動に関する調査・研究並びに教育啓発活動を実施するとともに、会員相互の研修を行い、これらの問題のすみやかな解決に寄与することを目的としています。

[URL] <http://blhrri.org> [e-mail] udhr@blhrri.org

NPO 政策研究所 大阪府

NPO 法人 ダッシュ 大阪府

DASHとは「自己実現と人権の開拓者」という意味の英文、Developers Aiming for Self-fulfilment and Human rightsの頭文字を取ったネーミングです。ミッションは、すべての被抑圧者・被差別者の社会参加とあらゆる差別の撤廃にむけて、人権教育の理念と人権を根底に据えた物の見方・考え方・とるべき行動を広く一般社会に普及させるとともに、すべての人が自己実現を果たせ得る事業を行うことにより、人権を軸とした社会システムが実現された、人権確立社会の完成に寄与することです。

[URL] <http://www.npo-dash.org/> [e-mail] info@npo-dash.org

**NPO 法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)** 大阪府

1988年10月の結成以来、大気問題をテーマに活動、現在は主に地球温暖化問題に取り組んでいる。国際会議への代表派遣を始め、政府への政策提言や市民講座の開催、市民が取り組む温暖化対策などに取り組んでいる。

[URL] <http://www.bnet.ne.jp/casa/index1.htm> [e-mail] [office@casa.bnet.jp](mailto:office@casa.bnet.jp)

**帝塚山学院大学国際理解研究所** 大阪府

国際理解および国際理解教育についての調査・研究を行うとともに、わが国この分野の振興・発展に寄与することを目的とする。

[http://www.tezuka-gu.ac.jp/from\\_toppage/kokuri/kokuri\\_kenkyuujyo.html](http://www.tezuka-gu.ac.jp/from_toppage/kokuri/kokuri_kenkyuujyo.html)

[e-mail] [rikai@tezuka-gu.ac.jp](mailto:rikai@tezuka-gu.ac.jp)

**地球市民教育総合研究所** 和歌山県

主に、地球市民教育のワークショップ、市民参加による政策づくりのファシリテーター、並びに市民社会組織のマネジメント・コンサルティングを展開しています。

[e-mail] [nitta@as.waka.kindai.ac.jp](mailto:nitta@as.waka.kindai.ac.jp)

## 中国四国

**岡山ユネスコ協会** 岡山県**世界女性会議岡山連絡会** 岡山県

世界女性会議・NGO フォーラムで得た力をジェンダーの視点・グローバルの視点で、21世紀に世界各国・各地域の人たちや日本国内・岡山県内の人たちとゆるやかなネットワークづくりをすすめ、次の世代を育てる。

[URL] <http://coinn.org/onww> [e-mail] [onww@mbc.nifty.com](mailto:onww@mbc.nifty.com)

**スリーヒルズ・アソシエイツ** 山口県**えひめグローバルネットワーク** 愛媛県

Think globally, act locally and change personally! 地球規模で考え、地域で活動し、自ら変わっていこう!をモットーに国際協力活動、国際理解・開発教育の普及、ネットワークづくりに取り組んでいます。

[URL] <http://jggi.net/EGN-wakuwaku> [e-mail] [wakuwaku\\_ehime@yahoo.co.jp](mailto:wakuwaku_ehime@yahoo.co.jp)

## 九州沖縄

**財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム** 福岡県**NPO 法人 コミネット協会** 熊本県

コミネット協会は、国際的な視野で地域の環境問題に取り組むため、子どもたちを対象にした自然体験型環境教育プログラム「アウターズクラブ」、アジアとの国際交流・協力活動を展開しています。

[URL] <http://www.communet.jp> [e-mail] [cna@communet.jp](mailto:cna@communet.jp)

**NPO 法人 くすの木自然館** 鹿児島県

# 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年国際実施計画案」

## 全文仮訳

ユネスコ（国連教育科学文化機関）

この国際実施計画の最終ドラフトは、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する戦略と内容について UNESCO にアドバイスするハイレベルパネルが共有した。我々は、ドラフト作成の終了に向けた同パネルの貢献に感謝する。同パネルの構成メンバーは次のとおりである。

有馬 朗人：国会議員、元日本国文部科学大臣

アルファ・オマール・コナレ：アフリカ連合委員会議長、元マリ大統領

カール・リンドバーグ：スウェーデン教育科学省副大臣

スティーブン・ロックフェラー：米国ロックフェラー財団理事長

### 目 次

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 略語表                      | 159 |
| 要約                       | 160 |
| 1 序論                     | 162 |
| 1.1 関心の高まり               | 163 |
| 1.2 他の国際的な計画との関係         | 164 |
| 第 1 章 持続可能な開発のための教育      | 166 |
| 2 教育と持続可能な開発を結びつける       | 166 |
| 2.1 持続可能な開発の中核的な分野       | 167 |
| 2.2 持続可能な開発のための教育：価値観の推進 | 168 |
| 2.3 持続可能な開発のための教育の主な特徴   | 170 |
| 3 視点                     | 171 |
| 3.1 社会・文化的な視点            | 171 |
| 3.2 環境の視点                | 172 |
| 3.3 経済的な視点               | 173 |
| 3.4 学習の場                 | 173 |
| 4 「10 年」の目的              | 177 |
| 第 2 章 関係者と戦略             | 178 |
| 5 ESD の関係者               | 178 |
| 6 戦略                     | 179 |
| 6.1 政策提言とビジョン構築          | 179 |
| 6.2 協議と主体的参画             | 180 |
| 6.3 パートナーシップとネットワーク      | 180 |
| 6.4 能力開発とトレーニング          | 181 |
| 6.5 調査研究と革新              | 181 |
| 6.6 情報通信技術 (ICT) の利用     | 182 |
| 6.7 モニタリングと評価            | 182 |
| 第 3 章 実施及び評価             | 183 |
| 7 地方レベルから国際レベルまでの関係者の役割  | 183 |
| 7.1 地方（国の内部）レベル          | 183 |
| 7.2 国レベル                 | 184 |
| 7.3 地域レベル                | 186 |
| 7.4 國際レベル                | 187 |
| 8 期待される成果                | 190 |
| 9 モニタリングと評価              | 191 |
| 第 4 章 「10 年」をプログラムする     | 193 |
| 10 資源                    | 193 |
| 11 スケジュール                | 193 |
| 参考文献                     | 196 |
| 附録                       | 196 |

## 略語表

|        |  |                         |
|--------|--|-------------------------|
| AIDS   | Acquired Immuno-Deficiency Syndrome                              | エイズ（後天的免疫不全症候群）         |
| ASEAN  | Association of South East Asian Nations                          | アセアン（東南アジア諸国連合）         |
| AU     | African Union  | アフリカ連合                  |
| BLP    | Best Practices and Local Leadership Programme                    | 最良実施・地方リーダーシップ計画        |
| CCNGO  | Collective Consultation of Non-governmental Organizations        | 非政府系機関協議連合              |
| CS     | Civil Society  | 市民社会                    |
| CSD    | Commission for Sustainable Development                           | 持続可能な開発委員会              |
| CSO    | Civil Society Organization                                       | 市民社会組織                  |
| DESD   | Decade of Education for Sustainable Development                  | 持続可能な開発のための教育の 10 年     |
| EFA    | Education for All  | 万民のための教育                |
| ESD    | Education for Sustainable Development                            | 持続可能な開発のための教育           |
| EU     | European Union   | 欧州連合                    |
| GHESP  | Global Higher Education for Sustainability Partnership           | 持続可能性のための世界高等教育パートナーシップ |
| HIV    | Human Immunodeficiency Virus                                     | ヒト免疫不全性ウイルス             |
| ICT    | Information and Communication Technologies                       | 情報通信技術                  |
| MDG    | Millennium Development Goal                                      | ミレニアム開発目標               |
| NGO    | Non-governmental Organization                                    | 非政府系機関                  |
| OAS    | Organization of American States                                  | 米州国機構                   |
| PRSP   | Poverty Reduction Strategy Paper                                 | 貧困削減戦略白書                |
| SADCC  | Southern Africa Development Coordination Conference              | 南アフリカ開発調整会議             |
| SD     | Sustainable Development  | 持続可能な開発                 |
| TNC    | Trans-National Corporation                                       | 国家横断協力                  |
| UN     | United Nations   | 国連                      |
| UNDG   | United Nations Development Group                                 | 国連開発グループ                |
| UNECE  | United Nations Economic Commission for Europe                    | 国連欧州経済委員会               |
| UNEP   | United Nations Environment Programme                             | 国連環境計画                  |
| UNESCO | United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization | ユネスコ（国連教育科学文化機構）        |
| UNGEI  | United Nations Girls' Education Initiative                       | 国連女子教育イニシアチブ            |
| UNLD   | United Nations Literacy Decade                                   | 国連識字の 10 年              |
| UNICEF | United Nations Children's Fund                                   | ユニセフ（国連児童基金）            |
| UNU    | United Nations University  | 国連大学                    |
| WSSD   | World Summit on Sustainable Development                          | 持続可能な開発に関する世界サミット       |

## 要 約

「持続可能な開発のための教育の 10 年」(DESD) は、遠大で複雑な取組である。その基礎的な概念、社会・経済的な意味及び環境と文化との結びつきにより、この取組は人々の生活のすべての局面に潜在的に関与する取組となっている。誰もがみな、教育の恩恵を享受でき、持続可能な未来とよりよい社会への変革に必要な価値観、行動、ライフスタイルを学ぶ機会を持つ世界である。これは、次の五つの目的に翻訳することができる。

1. 持続可能な開発の実現を人類が協力して追い求める中で、教育・学習が中心的な役割を果たすということについて、幅広い理解を得ること
2. ESD に関する様々な機関・団体・人々の間でリンク、ネットワーク、交換や交流を推進すること
3. 持続可能な開発のあり方を考え、その実現を推進するための場や機会を、あらゆる学習や啓発活動を通じて提供すること
4. 持続可能な開発のための教育における指導および学習の質向上を推進すること
5. 各段階で、ESD における能力を強化するための戦略を策定すること

持続可能な開発についての概念は進化を続けている。したがって、持続可能な開発のための教育を進めるに当たって、持続可能な開発とはどのような意味か、何を目的としているか、ある程度明らかにしておく必要がある。この計画においては、持続可能な開発に関する 3 つの重要な領域、すなわち社会、環境、経済の各領域を、その基礎的要素としての文化とともに提示する。

- 社会：社会を構成する機関及びその役割の変化と発展についての理解、及び意見の表明、政府の選定、コンセンサスの形成、違いの克服のための機会を与えてくれる民主的で参加型のシステムについての理解
- 環境：環境についての関心を社会的、経済的な政策の形成に関わらせることによる、資源と自然的環境の脆弱性や人間の活動と決定が環境に及ぼす影響についての認識
- 経済：個人及び社会レベルの消費を環境や社会的公正の観点から評価することによる、経済的成长の限界と可能性、及びその社会と環境への影響についての感性

文化に付随する価値観、多様性、知識、言語及び世界観は、各国の特別な状況の中で、持続可能な開発のための教育に係る課題が処理される道筋を事前に規定する。この意味において、文化は特別な表現の集積（歌や踊り、衣服など）ではなく、人々が日々の暮らしを送るための、また、常に変化し他の文化との交流を常に行うプロセスの中での、生活、関係、ふるまい、信仰、活動の方法である。

ESD は、基本的に価値観を問題にするものであって、中心に置くべきものは、現在及び将来の世代を含む他者の尊重、相違と多様性の尊重、環境の尊重、我々が住む惑星の資源の尊重といった、尊重の価値観である。教育は、自分自身や他者についての理解、広範な自然環境や社会環境への我々のつながりについての理解を可能にし、この理解は、尊重を築き上げるための強固な基盤となる。正義、責任、探求及び対話に対する感覚に従い、ESD は、すべての者が生活基盤を奪われることなく満ち足りた生活を送ることを可能にする行動や実践を身につけるよう、我々を動かすことを目的としている。

ESD は、質の高い教育への関心を映し出し、次のような特徴を示す。

- 学際性、総合性：持続可能な開発のための学習は、すべてのカリキュラムに盛り込まれるものであり、個別の課題ではないこと
- 価値による牽引：持続可能な開発を支える価値観や原則を共有すること
- 批判的な思考と問題解決：持続可能な開発が抱えるジレンマとそれへの挑戦を明らかにすることへの自信を導くものであること
- 様々な方法：言葉、美術工芸、演劇、討論、経験など、プロセスを形作る異なった教育法
- 参加型の意思決定：いかに学ぶかについての意思決定に学習者が参加すること
- 地方との関わり：地球規模の問題に加えて地方の問題を扱うこと、及び学習者がもっとも普通に使っている言葉を使うこと

ESDは、人間開発のすべての分野にわたる視点によって形作られ、世界が直面しているすべての緊急な課題を含んでいる。ESDは、より公正で持続可能性が高いプロセスに変更するために、その視点が意味するものを無視することはできない。本計画では次のような事項がもたらす重要な視点について記述する：人権、平和と安全、男女間の平等、文化の多様性と異文化理解、健康、HIV/AIDS、ガバナンス、自然資源、気候変動、農村地域の変化、持続可能な都市化、災害防止と復旧、貧困の軽減、企業責任・説明、市場経済

ESDは、人がどのような人生のステージにあるかに拘わらず、すべての人々のためのものである。このため、公的、非公的ともども、幼い子供から成人まで、可能な学習の場のすべてに関わりながら、人の生涯にわたる学習という視点の中で展開される。ESDは、カリキュラムと内容、教え方と試験などの教育上のアプローチの再編を求める。学習の場には、非公的な学習、共同体を基盤とする組織や地方の市民社会、職場、公的な教育、技能・職業訓練、教員訓練、高等教育の教育監督、政策決定主体であり、これらの外にまでも及ぶ。

持続可能な開発のための教育においては、すべての人々が関係者であるといってよい。我々は皆、ESDの成功または失敗の影響を感じ、ESDを支持するかまたはそれを害する我々の行動により、ESDの影響に対して作用を及ぼす。補完的な役割や責任が、レベルの異なる、つまり地方（国の内部）、国、地域、国際レベルの組織やグループに委ねられる。各レベルにおいて関係者となるのは、政府（または地域の政府間レベルや国際レベルのもの）、市民社会、非政府系機関または民間セクターなどの一部であろう。報道機関や広告代理店は、幅広い意識啓発を支援する。さらに、土着の人々は、その環境の持続的な使用について深い知識を持ち、また非持続的な開発から特に影響を受けやすいことから、特別な役割を担っている。

「10年」のために七つの互いに関係する戦略を提案する。それは、政策提言とビジョン構築、協議と主体的参画、パートナーシップとネットワーク、能力開発とトレーニング、調査研究と革新、情報通信技術、モニタリングと評価である。これらは一体となって、10年を通じ、ESDの推進と実践を一貫して推進するアプローチを形成する。これらの戦略により、人々の態度と教育へのアプローチの変化が、持続可能な開発への発展的な挑戦に歩調を合わせることが可能になる。

DESDの実施は、地方（国の内部）、国、地域、国際の各レベルでの関係者の関与と協力の強さに依存する。ネットワークと協力が不可欠であり、関係会合の場において共通の議題を形成する。小規模、しかしダイナミックで質の高い国レベルのESDネットワーク拠点（ESDハブ）は、複数の関係者からなる「ESD協議グループ」からの定期的なインプットを受けながら、推進と実施にエネルギーをもたらす。地域及び国際レベルでは、「ESDコーカス」と「DESD関係機関調整委員会」が、それぞれ特別の関心事項に対応する焦点を定めた会議やイベントを通じて、ESDの議題を前に進めていく。著名で献身的な人々から構成され、注目を集める国際的な「ESDチャンピオングループ」が、運動を強力に推進する。

DESDの成果は、何千もの共同体や何百万もの個人の生活の中に見出されることになる。新たな態度と価値観が、現実を持続可能な開発という理想に近づけるような決定と行動を引き出す。そのようなDESDのプロセスのために、11の期待される成果がDESDの目的から抽出され、人々の認識、教育システム、及びすべての開発計画へのESDの統合における変化に関係付けられる。これらの成果は、モニタリングと評価に用いる指標の基礎となる。しかしながら、各レベルの関係者グループは、それぞれ具体的な指標やそれを認証するために必要となるデータの種類を決定する。ESDとその影響の様々なつながりや社会的な厚みを把握するために、定量的な指標と同時に定性的な指標が示されなくてはならない。

資源の必要性を評価する際に、既存のプログラムや利用可能な人材について十分に考慮しなくてはならない。具体的なESDのための挑戦や課題に関する活動と相互作用を促進することの必要性により、追加資源が必要になるだろう。提案したスケジュールには、最初の5年間におけるDESDフォーラム、イベントその他の活動を示しているが、一方では地方、国、地域、国際の各レベル間の必要な連携を強調し、また他方では「持続可能な開発委員会」（CSD）や「万民のための教育」（EFA）などの他の取組との間での必要な連携を強調している。また、「10年」の終了に向けた中核的なイベントも示している。

## 1. 序論

我々の共通の遺産である我々が住む惑星を尊重しつつ、現在及び将来の世代の生活の質を着実に向上させること以上に、人類の将来に対する差し迫って重要な目標はまずない。人間として、自らや子供、孫たちのために、我々は前向きな変化を求める。我々は、すべての人々がそのようにする権利を尊重しつつ、それを行わなくてはならない。このようにするために、自分自身のことや可能性、限界、他者との関係、社会、環境そして世界について、我々は常に学習しなくてはならない。持続可能な開発のための教育は、明日が我々すべてのための一日となるか、誰のものにもならない一日となるかを見えるために、個人や組織、社会に挑戦し、すべての生活、一生の生活に関わる取組である。

1992 年の「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット) は、そのアジェンダ 21 において、自然環境を尊重し育むような開発を追求する上で教育が果たす役割に高い優先順位を与えていた。それは、環境を尊重する価値観や態度を育むために、教育を編成・再編成するプロセスに焦点をあて、そのようにする方法・手段を描いている。2002 年のヨハネスブルグサミットまでに、持続的な開発の中心となる原則に、社会的な公平性や貧困に対する戦いを含めるため、そのビジョンが広げられている。持続可能な開発の人間及び社会についての側面は、連帯、公平、パートナーシップ及び協力が、環境保全のための科学的アプローチと同様に不可欠なものであることを示している。「ミレニアム開発目標」と「万人のための教育のダカール行動枠組」の教育に係る目的を再確認することに加えて、同サミットは、持続可能な開発のためのアプローチの中心に教育と学習が存在するというシグナルを送る方法として、「持続可能な開発のための教育の 10 年」を提案した。

国際社会は、開発と協力のための広範囲にわたる枠組として、2000 年に「ミレニアム開発目標」を採択した。持続可能な開発とは、多くの次元や解釈をもつ躍動的で進化する概念であり、開発によって、「将来世代がそのニーズを満たす能力を損なうことなく現在のニーズが満たされる」(注1) 世界のための、地域に根ざし文化的にも適当なビジョンである。ミレニアム開発目標は、そのようなビジョンを実現するための国際的な行動に係る目標を提供しており、それは貧困の撲滅、子供や妊婦及び性生活における健康、教育の機会の拡大と教育における男女間の不平等の是正、及び持続可能な開発のための国家戦略の構築となっている。

注 1 : World Commission on Environment and Development (1987) *Our Common Future*, Oxford University Press, p.43  
(日訳版 : 環境と開発に関する世界委員会、大来佐武郎監修「地球の未来を守るために」ベネッセ、1987 年)

2000 年 4 月にセネガルのダカールで開催された「世界教育フォーラム」において、国際社会は 1990 年にタイのジョムティエンで採択された「万人のための教育に関する世界宣言」のビジョンを再確認し、すべての市民と社会のための「万民のための教育」の目標の達成に向けたコミットメントを表明した。「世界人権宣言」及び「万人のための教育に関する世界宣言」と一貫して、「世界教育フォーラム」は、教育は基本的な人間の権利であり、また、持続可能な開発、平和と安定、社会経済的成长、及び国家建設のための中心的な要件であることを認識した。

2002 年 12 月の第 57 回国連総会は、2005 年から 2014 年までを期間とする「持続可能な開発のための教育の 10 年」を宣言し、教育が持続可能な開発を達成するための不可欠な要素であることを強調した(注2)。また、同総会は、「10 年」を推進し実施するためのリードエージェンシーとして UNESCO を指定した。

注 2 : 国連総会決議 A/RES/57/254、2003 年 2 月 21 日

同総会を受けて、国連欧州経済委員会により組織された大臣会合が 2003 年 5 月にウクライナのキエフで開催され、持続可能な開発をいかに推進し実施するかについての一般的な理解を進めるために、持続可能な開発に関する教育システムと学習プログラムのデザインの改善が必要なことを強調した。

この計画は、国連総会の実施スキームに対するリクエストを満たすものであり、国連の関係機関や各政府、市民社会組織、NGO、専門家などとの広範囲にわたる協議の結果である。この計画は、協議のために公表された「DESD 実施計画の枠組」案を基本に作成されている(注3)。

注3:「10年」を推進するためのリードエージェンシーとして、UNESCOは実施計画素案を策定するための要素を盛り込んだ枠組を作成した。その枠組は、DESDに向けた状況の概要を記述し、ESDの進め方や国際実施計画素案を策定する際に必要なプロセスについて議論し、中核となるプレーヤーと関係者、期待される成果及び計画を策定するためのUNESCOの戦略を明らかにした。地方、国、地域、国際の各レベルの国連パートナーにUNESCOが実施してきた準備作業について伝え、フィードバックや洞察、示唆を得るために、彼らと枠組を共有した。

## 1.1 関心の高まり

1970年代及び1980年代に、産業化された社会にみられる生産と消費のパターンは、地球資源の観点からはもはや持続可能なものではないとする主張が示され、持続可能な開発に関する動きが開始し、拡大していった。そして、産業化された国が証明しているような消費を含む開発モデルを国々に迫ることはできなくなった。関心の高まりは生産プロセスに影響を与えたが、ライフスタイルの変化は、とりわけ産業化された国においては、より持続的ではないパターンに向かってしまった。生産に伴う汚染は、産業化された世界では一般に減少したもの、消費による環境への負荷は容赦なく増加した。貧困、資源の不公平な分配、人口増加、人口の移動、栄養失調、健康とエイズ、気候変動、エネルギー供給、生態系、生物多様性、水、食料の確保、環境中の毒物などの、社会、経済、環境に係る多くの問題は互いに関係していることがしだいに明らかになった。

特に先進国の生産と消費の非持続的なパターンが、他の地域での自然環境の脆弱性や貧困を増大させながら、開発の非持続的なプロセスは自然資源への圧力を与え続けている。しかしながら、大きく貧困に注目すると、貧困が問題であって貧困から裕福に転じれば持続可能な開発は達成できるとの暗黙の考え方がある。しかしながら、よりレベルの高い非持続的な生産と消費を行っているのは裕福な者であることから、貧困が非持続的な開発の原因であるとみなすことについて、我々はとりわけ大きな注意を払わなくてはならない。裕福な者は、はく奪され脆弱なサイクルの中にとらわれている貧しい者にはできない選択を行うことができる。裕福な者は、持続的な開発のパターンを採用することができるにも拘らず、しばしばそのようにすることをためらう。貧しい者には、自分たちの目の前の環境を利用すること意外に選択の余地はほとんどない。貧しい者には、薪や水などの乏しい自然資源を求め利用する以外に選択の道がないので、貧困は環境破壊に結びつく。過剰な消費と過剰な開発の問題は、持続可能な生産と消費とともに、環境の保全・保護を論じる上で重要な要因である。

経済発展は開発の大きな構成要素である。確かに、最近までそれは開発の手段でもあり目標であると一部の者にみられていた。開発の経済的な側面を強調すると地球の資源基盤に対する脅威を増大させる。

経済が成長すれば、地球の自然システムや資源に対する圧力が強まる。1950年から1997年までに、木材の使用量は3倍、紙の使用量は6倍に増加し、魚類の捕獲量はほぼ5倍、穀物の消費量はほぼ3倍、化石燃料の燃焼量はほぼ4倍、大気と水質の汚染物質は数倍の増加となった。不幸な現実として、経済は引き続き拡大するが、それがよって立つところのエコシステムは拡大せず、常にストレスが増加する関係を続けていることである。

(Brown 1998: 91)

資源の利用に関して、持続可能な開発は、先進国、途上国ともに二重の対応を求める。それは、生産と消費の責任のあるパターンとすべての資源に対する行動的なスチュワードシップである。ブルントラント委員会は次のように述べている:持続可能な開発とは、将来の世代がそのニーズを満たす能力を損なうことなく、現世代のニーズを満たすことである。

持続可能な開発は、グローバリゼーションの過程と密接にリンクしている。持続可能な開発の推進に当たって対処すべき問題と挑戦は、その視野が地球的なものとなっている。実際、それらは人類社会のホストである地球のまさに生き残りに関係する。地球上のある地域では、グローバリゼーションの影響は、地方の共同体、とりわけ少数民族や土着の人々の生存や、そのような共同体が依存している森林その他のハビタットに対する脅威となっている。世界の貿易や生産のパターンの変化は、人口移動、移住、インフラ設備、汚染及び資源の消失などの問題に対する新たな挑戦の引き金となる。その一方で、これらの問題を処理するため、より効果的で連携した活動が可能となるように、電子

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

媒体によるコミュニケーション、データの保持・保存・処理、空路での旅行、メディアネットワークなどのグローバリゼーションを特徴づけるより早く濃密な結びつきが形成される。

### 持続可能性についての見方

持続可能性は、世界についての考え方と以下のようなものをもたらす社会と個人の実践活動の形態に関係する。

- ・倫理的で能力があり個人的に満たされた個々の人々
- ・協調性があり、寛容で平等な共同体
- ・参加型で透明性があり公正な社会システムと団体
- ・生物多様性と生命を維持する生態的なプロセスに価値を認め、維持していく環境保全上の実践活動

出典：Hill ら (2003 年)

## 1.2 他の国際的な計画との関係

DESD は、他の関係する国際的な計画がいくつか存在する時期にスタートする。「10 年」を国際社会が既に実施している取組と関係させることが重要である。特に、「ミレニアム開発目標」(MDG) の過程、「万民のための教育」(EFA) の動き、及び「国連識字のための 10 年」(UNLD) は、DESD の各局面と密接にリンクする。

これらはいずれも同じような効果を達成することを目的としている。すなわち、生活の質の向上、とりわけ最も収奪され排斥されている人々のための生活の質の向上、男女間の平等を含めた人権の確立、貧困の軽減、民主化と活発な市民活動などである。また、基礎教育の重要性とそれを普及させ質を高めることが特に重要であることについて、共通のコンセンサスがある。

- 国連レベルで合意されたミレニアム開発目標の 8 項目のゴールと 18 項目のターゲットは、国際的な開発協力のための広範囲に及ぶ枠組となっている。途上国及び先進国がともに関与して、多数の明らかにされた貧困や多くの無法な結果をもたらしていいる貧困に挑戦することに重点が置かれている。初等教育の提供と教育における男女平等のための取組は、MDG が EFA の取組と重なる二つの分野であり、識字、教育の質、非公的教育などの他の分野は、MDG を実現するための条件として扱われている。
- EFA の 6 項目のゴールは、基礎教育をすべての子供と大人に行き届かせることと、そのような提供の特性に関わりをもっている。基礎教育は、男女ともに、またあらゆる年齢の学習者が利用でき、適切な学習や生きるすべてを提供し、常に質を高めるように努力がなされるものでなくてはならない。基礎教育は、生活の質及びその欠乏に對して、プラスの影響を明らかに及ぼそうとするものであるが、この影響の特性、及びそれを達成するために最も適切と思われる教育の内容については、大きな問題がある。言い換えれば、教育の役割とその提供が中心課題であって、これにより EFA の取組が推進される。すなわち、基礎となる教育の目的は、広範な社会的、政治的な議論のための事項であるとみなされるか、またはそのようなものとして考慮される。
- UNLD は EFA の取組の中に位置しており、そこでは識字は 6 つのゴールすべてに連なる糸であり、また、その達成の条件となっている。学習の中心的な手段として、識字はすべての形態及び段階の教育の実現に要素として盛り込まれなくてはならない。十分に質の高い識字能力の獲得に注意が注がれなければ、階層的な学習機会に意味のある参加を行うことはできない。いくつかの点で、人生の他の局面と戦略的なリンクを示すことによって、UNLD は教育のプロセスの外に出る。すなわち、識字能力を獲得し、利用することは、母子の健康、出産率、収入のレベルに影響するとともに、自信、自発性、市民活動への参加、文化の自己尊重といった目には見えにくい効果ももたらす。

こうした既存の意義のある国際的な取組との関係を考えたときに、DESD の存在場所とは何か。持続可能な開発の概念が、教育を越えて、社会的・組織的な構造のすべての局面につながっていることは明らかである。その意味で、持続可能な開発は、平和や人権などの他の広範な概念といっしょになって、様々な社会のプロジェクトや開発の目的を

明らかにする方法を提供する。それゆえ、持続可能な開発のための教育は、教育を通じて伝達される基礎的な原則や価値観に焦点を当て、教育の、そしてより広くすべての学習についての内容と目的に、他の三つの取組よりも多くの関心を注ぐ。ESDについて考えデザインすることは、持続可能な開発の価値観を育む実践活動やアプローチを採用するため、すべての形態の教育の提供に挑戦していくことである。このため、ESDは教えるプロセスや知識の認証、教育機関の機能向上についても取り組む必要がある。

以上を要約すると、

- MDGにおいて、教育が重要なインプットであり指標となっている明確で測定可能な開発目標を提供するものであるならば、
- EFAにおいて、すべての人に教育の機会を与える方法に焦点を当てるものであるならば、
- UNLDにおいて、すべての階層的な学習形態のための重要な学習手段の開発に努力を集中するものであるならば、
- DESDは、あらゆる状況下の学習を特徴付ける一連の基本的な価値や階層的なプロセス及び行動としてあらわれる成果を推進する。

最大の相乗効果、協力及びその効果が達成されることを確保するために、これらの取組間のリンクについて、常にモニタリングを行う必要があることは明らかである。これらの取組を実施する際にまず考慮すべきことは国レベルにあり、そこでは、すべての関係するプロセス間ではっきりと調整することが効果的な影響を生み出すことに役立つからであり、そのようなプロセスとして、EFA フォーラム、貧困軽減計画、識字ネットワーク、ESD グループなどがある。地域及び国際レベルにおいては、持続可能な開発委員会（CSD）や MDG、EFA、UNLD の会議やイベントの議題に、ESD の問題を統合化することが協力として必要である（注4）。

注4： これらの様々な取組の関連について詳述した文書を、UNESCO から別途入手できる。

## 第 1 章 持続可能な開発のための教育

1972 年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」は、環境問題への関心に注目を当てることに寄与し、同会議以降、国際社会は、環境問題と貧困や未開発といった社会経済的問題との関係についてさらに探求することが必要であると認めるようになった。かくして、1980 年代になると、経済的・社会的発展を環境への関心や自然資源の管理とバランスさせることへの理解が大きくなつたことに呼応して、持続可能な開発という概念が出現した。

この概念は、1987 年の「環境と開発に関する世界委員会」による「Our Common Future (我ら共有の未来)」の出版に伴い、世界的な勢いを得た。同委員会は、その図書の中で、「持続可能な開発とは、将来の世代がそのニーズを満たす能力を損なうことなく、現世代のニーズを満たす開発」であると定義した(注5)。この定義は、開発は人間のニーズを満足させ、生活の質を向上させるために不可欠である一方、それは現在及び将来のニーズを満足させる自然資源の能力を損なうことがないように実施すべきであると考えるものである。

注 5 : World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, 1987, p.43

(日訳版:環境と開発に関する世界委員会、大来佐武郎監修「地球の未来を守るために」ベネッセ、1987 年)

国際自然保護連合 (IUCN)、国連環境計画及び世界自然保護基金 (WWF) は、1987 年に「地球のための思いやり: 持続的な生活のための戦略」を出版したが、その中には、「我ら共有の未来」の定義を補完する持続可能な開発についての定義を掲載した。それは、持続可能な開発を「人間を支える生態系が有する能力の範囲内で営みながら、人間の生活の質を向上させること」と定義している(注6)。

注 6 : 地球に関する心配り: 持続可能な生活のための戦略 (IUCN / UNEP / WWF)、1991 年、p.10

ブルントラント委員会の定義は、将来世代に対する責任を尊重する方法により人間のニーズを満足させることを強調し、IUCN の定義は、地球の再生能力を保護しながら人間の生活の質を向上させることを強調している。これらの二つの定義があいまって、人々と生態系をともに益するものとして、持続可能な開発の意味をよく理解させる。

アジェンダ 21 の第 36 章は、持続可能な開発を推進し、環境と開発に係る課題に人々が対処する能力を向上させる上で、教育が重要であることを強調している。それ以来、持続可能な開発は国連の会議における共通の関心事となり、教育が必要な変化をもたらすための原動力であることが、共通のコンセンサスとなっている。平和や健康、民主主義が持続可能な開発と補強しあう必要条件であることも指摘されている。

2002 年のヨハネスブルグサミットは持続可能な開発のビジョンを広げ、「ミレニアム開発目標」と「万民のための教育に関するダカール行動枠組」の教育に関する目標を再確認し、「持続可能な開発のための教育の 10 年」を提案した。そして 2002 年 12 月に開催された第 57 回国連総会は 2005 年から 2014 年までの期間を「持続可能な開発のための教育の 10 年」とすることを宣言した。

### 2. 教育と持続可能な開発を結びつける

生涯を通じて学習することにより、我々は未来に向けてもっとも有利な道を進むように自らを準備する。

スコット、ガフ 2003 : 147

世界の国々は、国連総会において、持続可能な開発のパターンが現在及び将来のすべての人々に高い生活の質をもたらすことを確保するための一貫した行動が重要であることを強調するため、2005 年から 2014 年までの期間を「持続可能な開発のための教育の 10 年」とする決議を満場一致で採択した。世界の国々は、教育が持続可能な開発にとって不可欠なものであるとみなしたことから、そのようにしたのである。この確信は何をよりどころにしているのか。なぜ持続可能な開発は教育のプロセスと密接に関わるのか。ESD を追求する根拠が明確になるように、また、「10 年」の目標へのすべての人々のモチベーションと関与を高めるために、このような質問を行うことは意味がある。

ブルントラント委員会が行った「持続可能な開発とは、将来の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の人々のニーズを満たす開発である」という定義に対して、いろいろな人々が異なった解釈を行っている。しかしながら、そのような解釈はすべて、関与する活動主体の役割と関係や持続性を達成するために採用された施策について言及しているにすぎない。ある者は、未だ実施されていない京都議定書のシステムの一部となっているような環境についてのクレジットの売買を含む市場型の枠組にアクセントを置いている。また、ある者は、共同体の生存可能性、持続可能性が進歩を評価するまでの試金石であるとする、共同体を基盤としたアプローチの必要性を強調する。さらにある者は、地球規模の視点で、国際的な条約や協定の監視や一層の整備を強調する。

これらの解釈から明らかになることは、持続可能な開発の概念が、異なる社会経済開発モデルに密接に関係していることである。重要な課題は、自然資源に正当にアクセスし、これを管理・使用するのは誰かという質問に関連する。それゆえ、人間という要素が中心であり、権利・義務及び個人・組織・国家・地域・社会政治的ブロックの役割と関係が、持続可能な開発に向けて歩む道筋を決定する中心的な要素となっている。これを言い換えると、それは、持続可能な開発の歩みを促進または妨害する社会と自然資源との関係であるのと同程度に、人々と組織との社会経済的な関係である。

## 2.1 持続可能な開発の中核的な分野

持続可能な開発に関する教育の特別な役割について詳述する前に、この概念の中核的な分野が何であるか、国際的な文書から理解することが重要である。持続可能な開発において、もっとも一般的に示されている三つの互いに関連する分野がある。これらは、社会、環境、経済であり、社会という見出しの下に政治的な側面が含まれている。これらの三つの要素は、ヨハネスブルグサミットにおいて持続可能な開発の三本の柱として再確認されたものであり、持続的な学習についての姿や内容を明らかにする。

- ・ 社会：変化し進歩する社会的な組織とその役割の理解、それに加えて、意見の表明、政府の選択、コンセンサスの形成及び相違点の解決のための機会を与える民主的で自由に参加できるシステムについての理解
- ・ 環境：環境への関心を社会経済的な政策決定の中に織り込むことによる、資源に対する認識、自然環境の脆弱性とそれに対する人間活動や意思決定の影響についての認識
- ・ 経済：環境と社会的な公平性に対する関心から、個人と社会レベルの消費について評価することによる、経済成長の限界と可能性及びその社会と環境への影響についての敏感性

これらの三つの要素は、進行中で長期にわたる変化のプロセスを想定しており、持続可能な開発は、人間社会が常に動いているとの認識をもったダイナミックな概念である。持続可能な開発は、現状を維持するためのものではなく、むしろ変化を目指し変化を内蔵するものである。貧困を持続可能な開発の課題にリンクさせることを強調するのは、剥奪され無力な状況を終結させることが、環境保全と同様に、未来社会に対する我々の中心的な関心であるとする国際社会の関心を示している。この平衡を保つことが、持続可能な開発における挑戦の中心となる。

持続可能な開発のこれらの三分野が互いに関連する基盤が、文化という要素を通じて提供される。文化は、生存や人との関係、振る舞い、信仰及び活動の方法であり、それは置かれている状況や歴史、伝統によって異なり、またその中で人々が生活を送っているものである。これは、人間開発のソフトウェアである習慣や独自性、価値観が、方向性を定め共通の関わりをもつ上で大きな役割を果たしていることを認識することである。持続可能な開発のための教育のプロセスと目標に関して、文化的な側面を強調することは、次のような事項の重要性を強調することである。

- ・ 多様であることの認識：世界の自然的、社会文化的な状況が多様であることによる人間の経験が生み出すものの豊富さ
- ・ 違うことへの尊敬と寛大さを育むこと：そこでは、違うものとの接触が自らを豊かにし、挑戦と刺激を呼び起こす
- ・ オープンな議論と対話が継続するよう努めることにより、価値を認めること
- ・ 個人の生活や組織の活動において、持続可能な開発を支える尊重と品位という価値観をモデル化する。
- ・ 持続可能な開発のすべての局面において人的能力を高める
- ・ 動植物や持続的な農業生産、水の使用方法など地方の土着の知識を活用する

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

- ・ 農村地域からの過大な人口流出の防止方策などを含め、持続性を構築するための実践活動や伝統への支援を育む
- ・ 意識的なものか不注意によるものかに拘わらず、開発という名の下に自然や社会、世界を無視したり破壊することなく、文化的に特別な見方により、自然、社会、世界を認識し、活動する
- ・ 相互のふれあいや文化的な独自性を發揮するための原動力として、地方の言語の利用や発展を含むローカルな通信方法を採用する

文化についての問題は、美術工芸、音楽、舞踊やツーリズムなどの文化的な表現が生み出す収益を通じて、経済的な発展にリンクする。そのような文化的産業の発展において、文化を商品としたり、文化を単に外部の者の興味の対象とみなしてしまう危険性について十分に認識しておかなくてはならない。文化とは、あらゆる場所の人々がその価値と独自性を見出す、生きていてダイナミックなものとして尊敬されなくてはならない。

社会、環境、経済の三分野は、文化という要素を通じて互いに結びついており、このことを我々は持続可能な開発の特徴として常に心がけていなくてはならない。しだいに持続性が向上する開発は、すべての人々の生活に影響を及ぼすものであり、持続可能な開発の追求に際して、まったく関わりをもたない生活の局面などはない。複雑性と相互関係性とは、ESD が、明瞭でありながら微妙であり、確実なものでありながら全体的であり、直接的でありながら多次元であるというメッセージを伝えなくてはならないことを意味している。

究極の目標は、人々が人間及び市民として尊厳のある方法で権利を行使することができる世の中で、より悩みがすくなく、より空腹でなく、より貧乏でないように、平和裏に人々が共存することを達成することである。それと同時に、生物圏及び地圏において生物多様性の減少や廃棄物の蓄積をもたらすことがないようにすることにより、自然環境が自ら再生する役割を果たすことである。自然的な環境、文化的な環境、社会的な環境のすべての分野において、多様性が豊かであることが、安定な生態系のための、またすべての共同体の安全と弾力性のための基本的な要素となっている。こうした相互の関係は、全体的なアプローチを常に維持することを求めつつ、自然環境と人間の学習システムの一部となっている複雑性を重視する。地球憲章は、このような関心を統合化する地球的なビジョンを示すとともに、その実現のために、現在が歴史上極めて重要な時であることを強調している（注7）。

注 7 : [www.earthcharter.org/](http://www.earthcharter.org/)

### 地球憲章

地球憲章は、共通の目標と共有する価値について、10 年に及び、世界的な広がりをもつ、文化横断的な対話の産物であり、持続可能な開発に関する包括的な理解を提供している。

- ・ それは、公平で持続性があり、平和な世界を構築するための基本的な原則についての包括的なビジョンとして優れた事例を提供している。
- ・ その原則は、国際的な環境保全及び持続可能な開発についての取り決めや 1990 年代に開催された国連の様々な会議に基づいて構築されている。それは、世界的な市民社会において得られるようになってきたコンセンサスを反映し、いくつかの国際的な法的原則として結実・発展することを意図している。
- ・ それは、2003 年の UNESCO 総会において、持続可能な開発のための重要な倫理的枠組であり、貴重な教育手段であるとして支持された。
- ・ それは、持続的な生活と開発の意味について簡潔にまとめたものを発表している。

## 2.2 持続可能な開発のための教育：価値観の推進

教育は、持続可能な開発の戦略の中に組み込まれたパートであると考えることができるのか。もしそうだとすれば、なぜそのようにいえるのか。持続可能な開発は、基本的に人と人との関係に関する事であり、また、人と環境との関係に関する事である。言い換えると、それは、社会文化的な関心事であり、また経済的な関心事である。非持続的な開発の理由という観点と持続可能な開発への期待という観点のそれだから、人という要素は、持続可能な開発

における中心的な変数であると今では広く認識されている。むきだしの私欲（例えば、貪欲、ねたみ、権力への欲望など）に基づく人間関係は、富の不公平な配分を維持し、争いを招き、自然資源の将来における利用への無配慮へと導く。一方、公正、平和、及び協議により生まれた相互の利益は、より大きな公平さと尊敬や理解をもたらす。持続可能な開発の戦略の基本はこのような資質である。

持続可能な開発のための教育が求めなくてはならない価値観の基礎には、少なくとも次のようなものが含まれる。

- 世界中のすべての人々の尊厳と人としての権利を尊重し、すべての人々のための社会的・経済的な公平さにコミットすること
- 将来の世代の人々の権利を尊重し、世代間の責任にコミットすること
- 地球のエコシステムの保護と回復を含む多様性に富んだより大きな生命の共同体に対する尊重と思いやり
- 文化的な多様性を尊重し、寛大で非暴力、平和な文化を地方においても地球レベルにおいても作ることにコミットすること

教育のみがこのような価値観を教えているわけではないようである。もしそうだとすれば、世界はすでに持続可能な開発の実践に向けた道をさらに遠くまで進んでいるだろう。そうであるにもかかわらず、教育はそのような価値観を推進するための戦略の中心的な柱となっている。前向きの精神的なモチベーションに従って、教育は持続可能な開発が意味するところの価値観と行動を推進し根付かせる最良の機会となっている。他の人々が述べているように、「変化させる力のある教育が必要である。すなわち、教育は持続性への挑戦が要求する根本的な変化をもたらすことに役に立つ。持続性に向けた歩みを加速するには、人と自然界との関係にもっと心を配り、環境に対しても社会に対してもより責任のある開発を創造的に探求することを進めることができるかどうかにかかっている。」教育により我々は個人として共同体として、自分たちや他者及びより広い自然的・社会的環境との我々のつながりを理解することが可能になる。この理解は、我々を取り巻く世界とそこに住む人々を尊重するための、持続する基盤となる。

### 教育の中心的な役割

- 教育は、我々の各々には世界的な規模で前向きな変革をもたらす力と責任があるという考えを抱かせるものでなくてはならない。
- 教育は、人々が社会について抱いているビジョンを実現する能力を向上させることにより、持続可能な開発への変化をもたらす第一のエージェントである。
- 教育は、持続可能な未来のために必要な価値観、行動、ライフスタイルを育む。
- 持続可能な開発のための教育は、すべての共同体の長期にわたる公平さと経済、生態系を考慮した意思決定をいかに行うかについて学習するプロセスである。
- 教育は、そのような未来志向の思考能力を育てるものである。

持続可能な開発の探求は多面的なものであり、教育のみに依存するものではない。他の多くの社会的な因子、例えばガバナンス、男女間の関係、経済に関わる組織の形態、市民参加の形態などが、持続可能な開発に影響を及ぼす。実際に、学習は教育に限定されていないので、持続可能な学習と表現した方がよいかもしれない。学習は教育システムで発生していることを含むとともに、日々の生活にも及ぶ。すなわち重要な学習は、家庭や社会的な集まり、共同体の組織や職場において発生する。「持続可能な開発のための教育の 10 年」というラベルが付けられているが、それはすべての形態の学習を含めて推進しなくてはならない。

多くの教育者にモチベーションを与えるのは、人々が学習している姿を見ることから得られる満足感である。教育者の多くは個々の人々が知性面、感情面、精神面または実践面で成長し発達することを支援するために働き、人々が身を置く社会と環境の状況、社会と文化の状況がいかなるものであっても、できる限り人々が繁栄するように働いているとの調査結果がある。教育の様々な局面が、どのような理由から、またどのようにして、このプロセスで重要な役割を果たすことができるか、また果たさねばならないかに関して、多くの人々が情熱的な見方をしている。学習者が、自らのこと、学習のこと、自らを取り巻く世界のこと、そしてその中で自らが置かれている位置について、強く前向きな価値観を発達させることは、教育者が学習者に育ませたいと考えていることの中核となるもので、それは全人格を発達させ、活動的で責任のある市民を作り、生涯学習の喜びを知り、自らの強さと可能性を実現させることである。

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

この個人的な学習は、持続可能な開発の基盤となる価値観を育む上でもっとも役に立つのではないかと思われる。なぜなら、それは知識のある部分を吸収するというよりは、自信をもってビジョンを採用することであるからである。しかしながら、ESD における学習は、単に個人的なものにとどまるものではなく、社会の組織とその変化の新たなパターンを求め実現させることや、持続可能な開発のビジョンをもっとも反映しやすい構造や機構を見出すことに熱心に参画することへと導くものであるからである。

1945 年以来、国連の強力な後押しのもと、人類は共通の目標と共有する価値観に関して、世界的で文化をまたがる対話をしだいに増大させてきた。世界人権宣言の起草は、その優れた事例である。環境の保全や持続可能な開発に関する多くの国際的な宣言や条約もそのような事例である。この世界的な対話から、共有する価値観の中核となるものについてのコンセンサスが生まれている。それは、ESD が追い求めている公正で持続的かつ平和な世界の構築に係る一連の共有する価値観である。共有する価値観に関する進行中で文化をまたがる対話は、また ESD の関心事の中心となっている。

ESD は教育の質に対する関心を映し出し、役に立つ生活技術に焦点を当てるなどを含め、教育が学習者をどのようなものにし、どのような行動を可能にするかという学習の成果に基づいて、その教育の質が部分的に判断される。ESD は、学習を継続する技術、批判的な思考や協働のための技術、知識の探求と活用のための技術など、同じような成果の獲得を推進する。そして、学習者は持続可能な開発に至る決定を行うための素質を身につける。また、それゆえに持続可能な開発についてのビジョンと価値観は、質の高い教育の要素とならねばならない。

### 2.3 持続可能な開発のための教育の主な特徴

学習／教育のプロセスは、持続可能な開発そのものの価値観をモデルとするものでなくてはならないという判断基準を追加し、持続可能な開発のための教育は、質の高い学習経験が持っている、あらゆる特徴を共有するものでなくてはならない。これらの特徴は、優秀で測定可能な学習の成果へと導く質の高い教育をすべての者に提供することを目的とした EFA の第 6 ゴールの実施についての関心分野と同じものである。

持続可能な開発のための教育は、環境教育に同一視されるべきものではない。後者は、人類の自然環境との関係や自然環境を保全しその資源を守る方法について焦点をあてた、よく整備された科目である。このため、持続可能な開発のための教育は環境教育を包含し、環境教育を公平性、貧困、民主主義、生活の質といった社会・文化的要素と社会・政治的課題の文脈において幅を広げたものである。社会の変化や状況の展開といった開発の視点は、持続可能な開発を扱う場合には、どのようなものであっても中心的な要素となる。それゆえ、持続可能な開発の一連の学習目標は、広範囲に及ぶ。持続可能な開発は他の科目の中に組み込まれねばならず、その範囲ゆえに、特定の科目として教えることはできない。

持続可能な開発のための教育は、次のような特徴を示すことを目指している。

- 学際性、総合性：持続可能な開発に関する教育は、すべてのカリキュラムの中に組み込まれるもので、分離された課題ではない。
- 価値による牽引：持続可能な開発を支える共有する価値観や原則という規準を定める場合には、それを調査し、議論し、試験し、適用することにより明示されることが不可欠である。
- 批判的な思考と問題解決：持続可能な開発が抱えるジレンマとそれへの挑戦に対応することに自信をもつように導く。
- 多様な方法：言葉、美術工芸、演劇、議論、経験などのプロセスを経る様々な教え方。知識を単に伝達する教育は、教育者と学習者が知識を獲得するために協働し、その教育機関にそのような環境を形成する役割を果たすようなアプローチへと作り直すべきである。
- 参加型の意思決定：いかに学ぶべきかについての意思決定に学習者が参加する。
- 地方との関連：地球規模の問題とともに地方の問題を扱うこと、及び学習者がもっとも普通に使っている言語を使うこと。持続可能な開発の概念は、他の言語においても注意深く表現されなくてはならない。それは、言語と文化は物事を異なって表現するものであり、個々の言語には新しい概念を表現する創造的な手段があるからである。

科学は、世界とその中での人々の役割を理解する方法を人々に提供するものであることから、科学技術の役割に光をあてることは価値がある。ESDは、持続可能な開発への移行を導く価値観、原則、ライフスタイルについての理解に併せて、持続性についての科学的な理解を提供する必要がある。科学については、自然科学に加えて社会科学を含み、公的な科学に加えて学習と理解への伝統的なアプローチを含めた幅広い見方を行うべきである。技術は人々に対して、学習と表現の結果として彼らの状況を変える手段を提供する。また、技術についても、工業製品のみならず、物質の伝統的な利用や知識の活用を含めた幅広い見方を行うべきである。技術は持続性の目標と常に一体となって適用されるべきものである。すなわち、科学技術の誤った適用は、環境を保全しつつ人々の経済的なニーズや個人的な欲求をみたすための努力を損なうからである。科学技術へのアクセスをもたらす教育は、科学技術がいかに使われるべきかということについて、地方でのインプットを強く主張することにより、共通の意義を形成する場となる。

### 3 視点

持続可能な開発は、あらゆる人生に関わりをもつ複雑な取組である。DESDを計画し実施するに当たって、学習のプロセスが人々に持続可能な開発の原則を生涯にわたって適用する機会を与え、また、人々の活動やふるまいの相乗的な影響について理解する機会を与えるために、これらの関係を維持することが重要である。以下に記述する15の戦略的な視点及びそれらの関係は、持続可能な開発に関する教育と学習について示すものである。これらはまた、「10年」の実施における関係者とパートナーを示すことにも役に立つ。

#### 3.1 社会・文化的な視点

**人としての権利**：人としての権利を尊重することは、持続可能な開発において不可欠である。このアプローチは、すべてのレベルでの政策形成に適用されるべきもので、開発への権利に基づくアプローチの採用へと至る。ESDは、持続的な環境下で生活する権利を行使できるように人々の能力を養わなくてはならない。これには、例えば道路の建設者や木材伐採業者に森林生態系の破壊を制限したりやめさせるなどの、ロビー活動や主張が含まれる。

**平和及び人の安全確保**：人々が平和で安全な環境に生活できるようにすることは、人としての尊厳と成長のための基盤となるものである。しばしば、持続可能な開発の脆弱なプロセスは、治安の悪化と紛争により傷つけられる。これらは保健システムを崩壊させ、家や学校、そしてしばしば共同体の全体を破壊し、身の置き所がなくなった人々や難民の増加をもたらし、人々にとって大きな悲劇となる。このため、持続可能な開発のための教育は、ユネスコ憲章に謳われているように、人間の心の中に平和のための技術と価値観を構築することを求めるものである。

**男女間の公平性**：男女間の公平性を求めるることは、持続可能な開発の中心を占め、そこでは社会の各構成員が他者を尊重し、他者の可能性が完全に発揮されるようふるまうことが求められる。教育における男女平等はこの計画に含まれ、期限を2005年とするダカールEFAゴールの第1目標でもある(UNESCO2003を参照)。男女間の公平性についてのより広範なゴールは、教育が他のすべての社会の組織と連携しながら貢献しなくてはならない社会的なゴールである。途上国及び先進国の多くの社会において、女性と少女たちは差別により苦しめられている。そのような差別は構造的に組み込まれており、そこでは男女の個人的な関係が、広く行き渡っている社会的な規範や伝統に従っている。多くの社会において、女性には食料生産や子育てに対する責任という大きな負担があり、彼女たちに影響を及ぼす家族や共同体の意思決定からはずされ、収入を生む手段をほとんどまたはまったくもっていない。職と収入に対して同等ではないまでも女性が男性に匹敵している地域においてすら、彼女たちは家事への責任という重荷を負っている。女性であることが、貧困、農村地域での生活、少数民族といった他の要因と結びつくと、彼女たちはますます片隅に追いやられ、持続可能な開発の機会を失う。このような状況は深く行き渡っているので、女性により大きな機会を与えるようとする試みは徐々にしか効果をあげていない。多くの地域では、性の役割が少女たちを学校から遠ざけ、女性から成人として学習する機会を奪っている。このため、男女についての問題は、基盤整備計画から資源の開発、教育プロセスに至るすべての教育に関する計画を通じて、中心的な問題とされなくてはならない。特にESDに関しては、まずESDにおいてバランスのとれた男女問題についてのメッセージの発信を確保するために、次いで、次世

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

代において持続可能な開発のために変更された行動をとる最良の機会を与えるために、女性が完全に、そして男性と同等に参加することが不可欠である。

**文化の多様性と異文化理解**：平和の基盤である寛容と異文化理解が欠けていることにより、教育と持続可能な人間開発のための多くの機会が損なわれている。この視点においては、教育プログラムの内容を示すだけではなく、教員と学習者との関係及び学習者間の関係についての特徴も示さなくてはならない。どのような学習の場も、多様性を実践し、多様性について尊敬を深め理解する理想的な機会となる。地方の知識は、多様性の保管場所であり、環境を理解する上での、また、環境を現在及び将来世代にとってもっとも有利になるように利用する上での重要な資源となっている。そのような知識を学習の場に持ち込むことは、学習者が彼らを取り巻く環境から科学的な原理や社会的な洞察を引き出すことを可能にし、学校と地域共同体の結びつきや外来の知識と固有の知識との結びつきを強固にする。地方の知識は、それを地方の言語で表現することと密接に関わり、教育において地方の言語を他の言語とともに使用することは、子供達の健全な認識力の発達のみならず、日々の暮らしや地方の共同体から直接学んだものを評価し、有効であると認め、使用する上での要因となっている。

**健康**：開発、環境及び健康に係る問題は、密接に関係している。健康が損なわれると経済的、社会的な発展を妨害し、非持続的な資源の利用や環境破壊をもたらす悪のサイクルの引き金になる。住民の健康と安全な環境は、持続可能な開発の重要な前提条件である。空腹、栄養失調、マラリア、水が媒介する病気、薬物やアルコールの乱用、暴力と傷害、望まない妊娠、エイズ、その他の性交渉による感染症は、健康に重大な影響をもたらす問題である。学校内の環境それ自体も安全で衛生的でなくてはならない。学校は学問習得のセンターとして機能するのみでなく、保護者や共同体との連携のもと、不可欠な保健教育や保健サービスを提供する場としても機能しなくてはならない。

**エイズ**：アフリカにおけるエイズ感染の猛威とアジアにおけるその広がりは、持続可能な開発と教育のプロセスを損なう。孤児、教員の喪失、治療に係る負担、社会サービスへの圧迫が伝統的な教育のアプローチを機能麻痺や不適当なものにしている状況下で、それに対応するアプローチを見出すことが緊急の課題となっている。持続可能な開発それ自体も状況が変わり、特別にあつらえた対策や支援が必要である。そのような状況にも拘らず、行動の変化を促進し、病気をくいとめるために必要な協力を得るために、もっとも高い期待が引き続き教育にかけられている。

**ガバナンス**：地方、国家、国際のレベルで、統治管理機構に透明性があり、意見を十分に表明でき、自由な討論と政策形成への幅広いインプットが可能なところで、持続可能な開発はもっともよく推進される。そのような枠組みは、持続可能な開発と良好なガバナンスのための指標の設定に市民が完全に参加することによって、ESD が果実を生むためのもっともよい機会を与える。

### 3.2 環境の視点

**自然資源（水、エネルギー、農業、生物多様性）**：環境教育には 30 年以上の経験が蓄積されているが、持続可能な開発に係る広範な議題の一部として、これらの課題を扱うことの重要性に ESD は光を当て続けなくてはならない。特に、社会・経済的な考察とリンクさせることは、人類の発展と生き残りのために不可欠な世界の自然資源を保護する上で、新たな行動を学習者が採用することを可能にする。

**気候変動**：大気への影響を制限し、有害な気候変動をチェックするために、ESD は国際的な協定と実施可能な定量的目標が非常に必要であることを学習者に認識させるものでなくてはならない。京都議定書は、1992 年に国連で採択され、160 の国家を定量的な排出削減目標にコミットさせるものであるが、炭素排出量の 25% を占める国々はまだ批准していない。ESD は効果的な行動のための世界的なロビー活動を行う上での重要な手段である。

**農村地域における変化**：急激な都市化にも拘わらず、30 億人すなわち途上国の 60% の人々、つまり世界の人口の半分が依然として農村地域に暮らしている。1 日当たりの収入が 1 ドル以下で、その多くが女性である世界の貧しい人々の 3/4 が農村地域に暮らしている。就学しなかったり、早期に学校からドロップアウトしたり、大人になっても文字が読めないことや教育における男女間の不平等の発生が、貧困と同じように農村地域では極めて高い。教育への

投資や教育と学習の質における都会と農村地域の格差は広く発生しており、是正の必要がある。教育活動は、経済的な機会を獲得し、暮らしを改善させ、生活の質を高めるための技能と能力に対する農村地域の共同体の特別なニーズとリンクされなくてはならない。すべての年齢、公的・非公的教育を含め、多数のセクターが関わる教育へのアプローチが必要である。

**持続可能な都市化**：同時に、都市は地球規模の社会経済的变化の最前線となっている。今や世界の全人口の半分は都市部に生活しており、残りの半分も経済的、社会的、政治的な発展のために都市部に依存する割合が高まっている。グローバル化や民主化といった要因は、持続可能な開発のための都市の重要性を高めている。したがって、都市は持続可能な開発に対する潜在的な脅威になっているだけではなく、社会経済的な進歩や地方、国、地球レベルでの環境改善のための有望な機会を保有していることが広く認められている。

**災害の防止と軽減**：共同体が災害により影響を受けるか、またはその脅威にさらされると、持続可能な開発は傷つく。過去の経験やプロジェクトから、災害の危険性を軽減するための教育に大きなプラスの効果があることがわかっている。地震の際にいかに反応するかを知っている子供たちや、人々に遅れることなく警告を発することを学んだ共同体の指導者や、自然災害に対して自らをいかに準備しておくかを教えられている社会のすべての階層の人々は、影響を軽減するためのよりよい戦略の構築に貢献してきた。教育と知識は、社会に対して、脆弱性を減らし、自助努力で生活を改善する戦略を提供してきた。

### 3.3 経済的な視点

**貧困の軽減**：これは、ミレニアム開発目標の枠組開発に対する国際的な関与を導いた支配的な概念である。これに関する計画作りや実施のための主な手段となるのが、多くの途上国により作成された「貧困軽減戦略白書」(PREPs)である。持続可能な開発の見地から、貧困軽減は経済という要素の中心的な関心事ではあるが、社会、環境、文化という他の三つの要素との関係のもとに理解されなくてはならない。言い換えれば、経済についての考慮は持続可能な開発の中心的な要素ではあるが、支配的なゴールというよりは、それに貢献するための要因であるといえる。

**企業の責任と説明能力**：大企業の経済的な力と政治的な影響力の拡大は、持続可能な開発に対する企業の貢献の可能性と影響力について注目させる。多国間貿易に係る問題は、持続可能な開発に多大な影響を与え、ESDはこれらの経済的、財政的な力について、均衡の取れた認識を行い、学習者が、社会説明責任と責任のある商業活動を増大させるための行動をとることができるようにしなくてはならない。国連事務総長の国際的なイニシアチブである「地球協定」は、責任のある企業の市民権を推進するための既存の枠組となっており、企業が国連機関や労働団体、市民団体とともに、人権や労働、環境の分野での原則を支援するように促している（注8）。

注8：[www.unglobalcompact.org](http://www.unglobalcompact.org)

**市場経済**：今日存在している世界的な市場経済は、環境を保全するものではなく、世界の人口のほぼ半分に当たる人々に恩恵を与えるものでもない。一つの大きな挑戦は、市場をより効果的に環境保全や公平という目標に調和させる地球規模の統治システムを構築することである。さらに、エネルギー効率を躍進的に向上させる技術や再生可能なエネルギー資源の利用、リサイクル及び廃棄物の減少などに革命をもたらす必要がある。教育はそれ自身大きな経済システムの一部であり、需要と供給のパターンや課税その他の経済的な要因の影響を受ける。また、教育は特に規制的な環境の下で機能する。市場の力に対応した教育を提供する上でESDが果たす役割を見出すために、規制と市場機能を働かせることが重要である。

### 3.4 学習の場

ESDは、人がどのような人生のステージにあろうとも、すべての人のものである。それゆえ、生涯学習という観点で実施され、公式、非公式を問わずすべての利用できる場において、小さな子供から大人にいたるまでを対象とする。

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

信仰に基づく組織を含むその他の教育システムやこれらのシステムの外に存在する学習の機会は、ESD に関しては異なる機能を果たしているが、目的は同じであり、持続可能な開発を個人または集団として育む実践活動や行動を学習者が採用することを可能にするものである。

保育園から大学及びその後の成人学習にいたる教育の再編という観点から、知識や技能、持続性に関する視点や価値観の発達に明確な焦点を当てるために、ESD においては、教育政策の再調査が必要である。このことは、既存のカリキュラムについて、社会、環境、経済及び文化の持続性に関する学際的な理解を増進させるために、その目的及び内容に関するレビューを行うことを意味している。それはまた、生涯学習の技能が育てられるよう、教育、学習、評価に係る推奨・義務化されているアプローチについてもレビューすることを必要としている。このことには、創造的・批判的思考、会話または文章によるコミュニケーション、連携・協力、紛争の管理、意思決定、問題解決・計画立案、適切な情報通信技術の利用、及び実践的な市民活動に関する技能が含まれる。このような学習が試験システムを通じて有効なものとなり、知識の一方的な伝達方法ではなく、活発で相互に作用する学習プロセスが教員に備わるよう、教員教育による教育システムの改編が必要となっている。

このような学習は、住民のすべてが平等に利用できるものでないと、問題が発生する。豊かな住民が利用できる並行的な私的システムを持つ教育システムは、持続可能な開発の基盤となる公平性や品位、尊敬などの価値観を伝えそうにない。これは、公共システムが劣っている場合には特にそのようになる。同様に、並行的な教育システムに頼っている公共システムでは、同じ教員が午後または夕方に行う追加的な授業に対して保護者が費用を払うことから、不公正を生み、教育上の成功は金で買うことができるというメッセージを送ってしまう。これでは、活発な学習、分析的な思考、知識の批判的な認識といった考えは、脇に追いやられてしまう。

カリキュラムの特別な内容は、かなりの部分、地方の事情から発生し、関連し緊急を要する問題に対応する。持続可能な開発のある領域を理解する上で基本となる共通の科学的な基盤については、最近編集された「ライフサポートシステム百科」が、異なる状況下で使用できる、広範で権威のある一群の知識を提供している（注9）。

注 9 : <http://www.eoiss.category.aspx>

学習の場として、公的な教育システムに着目するのは普通のことである。しかしながら、少なくとも学習の多くは、日常生活や相互の交流の中、家庭の中、職場の中、コンピュータやテレビに向かって、観察し、まねて、経験し、熟考し、はっきりものを言って、聞いて、誤りから学んでなど、学校システムの外で行われる。持続可能な開発の実践と行動は、初めは学習したものではあっても、多くの日常的な決定や活動を通じて、個人と集団の行動の中に結合される。ESD の計画作りに当たっては、持続可能な開発が教えるものとしてモデル化されたものであることを認識しつつ、このことを考慮しなくてはならない。教育システムの方向性を持続可能な開発の原則及び価値観に向けたものへと修正することは、教室の中でのモデル作りのみならず、もっと長続きするものとして、無意識で広くいきわたった生活や生活に関連するパターンによるモデル作りへと帰着されなくてはならない。

生涯学習の視点は、学校は子供の時に学習する場でいずれ学習は終了するという考え方から離れ、公的及び非公的教育を継続・反復するプロセスであるとみなしている。急激な社会の変化は、人生のどのポイントにあっても、公的な教育・再教育を必要としている。それゆえ、「持続可能な開発のための教育の 10 年」が、「万民のための教育」（EFA）や「国連識字の 10 年」（UNLD）などの他の教育に係る取組と十分に関連付けられることが不可欠である。これらの関係は密接かつ多面的であり、それぞれの取組にもプラスとなるほどに十分に重要である（注10）。それゆえ、これらの取組は、DESD の展開に係するより幅の広い国際的な教育の動きとして、心に留めておかなくてはならない。

注 10 : 「教育に関する国際イニシアティブ」と「ESD を国家の教育システムに統合するためのガイドライン」との結びつき

非公的学習には、成人学習、共同体学習、遠隔学習のほか、持続可能な開発に関するバーチャルキャンパス学習の可能性などの特別な取組や若者が若者を教育する取組が含まれる。非公的学習は、農村地域の女性から学校を離れてしまった若者や余剩労働者、退職者にいたる幅広い学習者に教育の機会をもたらす。持続可能な開発が他の学習の局

面に様々な接点を持っていることから、ESDは、社会学から大工技能教育までの継続的な教育の一部として存在場所を見出す。

国家によって、NGOによって、共同体または学習者みずからによって組織されたかを問わず、非公的な教育のプログラムは、しばしば、直接の適用と機能本位な成果にもっとも密接にリンクしたものとなっている。しばしば、成人の識字問題に中心的に介在するものとして、学習は地方と関わりのある問題を扱い、これにより、持続可能な開発に対する関心と容易に適合する方向が示される。実際、成人の識字問題として位置づけられているもの多くは、そのような関心を対象としており、持続可能な開発をそのような努力のためのより思慮の深い枠組へと発展させ、成人学習の中にもっと織り込ませることが必要である。識字の取組を強化し広げていくUNLDの取組と協力することは、非公的な学習の機会におけるDESDの効率を高めることになる。

何百万人もの自給農民たちに学習を提供するには、地方の状況や労働の社会文化的なパターンに適応した革新的な戦略が必要である。例えば、女性が食料作物の主な耕作者となっているアフリカには、経済的、資金的、社会的な機能を果たしている多くの女性支援団体がある。そのようなグループは、持続可能な開発に係る課題を明らかにして議論する上で、また、アフリカの農村環境においてより持続性の高い農業生産や自然資源の消費のパターンをいかに実施するかを決定する上で、もっとも重要な場所を提供している。

**共同体を基盤とする組織及び地方の市民社会**：学校は共同体の中の「島」としては存在しておらず、親の結びつきを通じたり、共同体を基盤とする他の組織や地方の市民社会とともに、より広い対話や交わり、他者との結びつきを図る重要な場所にしばしばなっている。これらは、開発に関係するすべての活動に関与するが、持続可能な開発について特に意識しているわけではない。これらのグループは、持続可能な開発に係るどのような課題がその地方に関係しているかを見出す場所として重要であり、住民の意識を高め、地方の知識を学校での取組に導入し、住民をより持続性のある取組へと向かわせるために、彼らの知識を使うことに敏感になるよう仕向けるべきである。

**職場**は、持続可能な開発に関して学習するもう一つの場所となっている。すべての職場において、日々の勤務や職場での関係が持続可能な開発にどのように関わっているか考慮すべきであり、また、前向きな取組への関与を明らかにすることが、職場での手続きやマニュアルに組み込まれるべきである。しかし、相談するプロセス、それは学習のプロセスでもあり、これを通じて従業員によるそのような取組の促進に貢献するものであるが、これが伴わないと不十分である。資源を取り出す産業やエネルギー産業、そしてその他の自然資源（水、農業、生物）に関係のある産業の場合においては、各々の従業員が職場内外での男女間の公平性や環境保全などの持続可能な開発に係る原則を具体化することに関与しながら、常にアイデアを生み出したり、革新的なことを考えることが、すべての職場において奨励されなくてはならない。

**公的な教育部門**においては、しばしば標準的なカリキュラムとは別で追加的なものとみなされるESDの場合、時間の問題や他の目標・取組がESDを取り組むに当たる際の制限となる。持続可能な開発のための教育は、既に目いっぱいのカリキュラムに追加される「もう1科目」とみなすべきではない。すなわち、優先順位の争いということではなく、持続可能な開発を既存の教育の目的の達成という文脈で扱う、総合的な、または「学校全体の」アプローチとしてみなされるべきものである。就学前から高等教育までの教育システムを学習者が進んでいく過程で、ESDを糸として織り込むことは、その効果を最大なものとする。

学校や大学は、持続可能な開発について学ぶための場所であるばかりでなく、子供たちが、例えば、省エネ、リサイクル、学校のグラウンド・施設の生産活動への利用、自然の物質・資源の利用などの、持続可能な開発に係るすばらしい実践事例に熱心に取り組む場所となっている。

**技能・職業訓練機関**：多くの職業訓練において、自然の物質の利用と変換に関心が寄せられている。岩をレンガや建物に、鉱物を門や塀に、繊維を織物にすることその他の加工プロセスである。DESDは、持続可能な開発をそのような職業訓練の基礎的なテーマとするための共通の枠組を構築するため、職業訓練機関のネットワークと協働すべきである。

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

**教員訓練機関**：教員はしばしばカリキュラムの変更や拡張により、過剰負荷となっている。持続可能な開発は、時間割に他の科目または項目として追加するものではなく、構築される原則と横断的なテーマとして扱うべきである。持続可能な開発のための教育が持続可能な未来を求めるものであるならば、教員達は ESD の必要性を確信するだけではなく、ESD を教室での実践に統合するための戦略を備えるべきである。DESD は、教員訓練機関において持続可能な開発を横断的なテーマとするよう、教育省との協働を図るべきである。

**高等教育機関**には果たすべき特別な役割がある。大学は、持続可能な開発についての研究・教育を行う場として機能するとともに、大学のコミュニティにおける活動や国家的な活動の開始者となり、柱となる機能を果たさねばならない。教育に関する学説や革新的な取組は、しばしば研究プログラムや学術的な調査から生まれる。持続可能な開発は、教育に係る研究開発分野を定めるに当たって、中心的な関心事項となることが必要である。これを進めることは、研究プログラムの開始から得られた結果が実行に移されるまでに相当のタイムラグがあることから、緊急を要する。

「持続可能性のための世界高等教育パートナーシップ」(GHESP) は、国連大学の支援を受け、高等教育を持続可能な開発に向けたものへと方向転換させることを目的に、「持続可能な開発に向けた高等教育のためのツールキット／資源センタープロジェクト」の展開を開始している。それは、持続性についての教育を高等教育におけるカリキュラムや研究、物理的な運営及び学生生活の中心に据え、地方や地域的、国際的なコミュニティにまで届かせようと努力している世界中の人々に、高品質で地域の実情にも対応した資源と手段を提供するものである(注11)。世界の異なる地域の大学による協力や姉妹関係の構築は、例えば環境工学の革新的なプロジェクトにおける学生の交換を可能にし、学生達は持続可能な開発に係る問題に対して、新たな知識や技能を適用するようになる。「持続可能性のための世界高等教育パートナーシップ」(GHESP) は、協力と経験を交換するための場を提供している(注12)。

注 11 : [www.ias.unu.edu/research/details.cfm/ArticleID/465/search/yes](http://www.ias.unu.edu/research/details.cfm/ArticleID/465/search/yes) & [www.ulsf.org/toolkit/designframework.html](http://www.ulsf.org/toolkit/designframework.html)

注 12 : [www.ulsf.org/toolkit/ghespmon.htm](http://www.ulsf.org/toolkit/ghespmon.htm)

高等教育はまた、持続可能性に向けた購入、投資を通じた教育を実行に移すことにより、及び教育・学習と一体になっている施設により、リーダーシップを発揮すべきである。すべての大学の学生は、多様であることと参加することの重要性を理解し、独自の決定を行うために価値観や想像、倫理システムを構築することができ、参照情報及び背景事情の地理的・時間的フレームを理解することができなくてはならない。高等教育は、経験に基づき、探求を基本とし、問題解決型で、学際的システム型のアプローチと批判的思考に重点を置くべきである。内容に加えてケーススタディのような教材、優れた事例の紹介を含むカリキュラムの作成が必要である。

**教育アドバイザー及び監査人**：教育のパフォーマンスと水準について認証・評価することを委任された機関として、教育監査人は、教育機関と学習者に対し、また同様にその親に対しても、その優先順位付けに影響を及ぼす。教育が持続可能な開発というレンズを通して見られれば見られるほど、そのシステムの重要な成果などのテーマを含め、大きな支持とインプットが彼らから与えられる。これを推進することは、権利として教育監査人に委託することの必要性について、政府がより理解を示しやすくなることを含んでいる。

**行政及び政策策定機関**：上記のすべてのことは、それを支援し、そのための行動を指向する政策により促進されなくてはならない。持続可能な開発は、多くの国家において優先事項となっており、また、「ミレニアム開発目標」の一部として国際的な優先事項ともなっている。今となっては、教育行政及び教育政策の分野においても原則として構築する必要がある。これには、関係省庁間の協議と協力が必要であり、ユネスコもそのための刺激・促進が必要であると考えている。EFA の枠組における進行中の政策協議では、既存の協議の場に ESD を含めることを提案している。

**教育を越えて**、持続可能な開発が日々の仕事のパターンや組織の行動の基盤となるように、持続可能な開発に関する価値観や関係、実践活動を育むことが、教育システムを越えて、社会、経済及び環境に関わる機関において、営利・非営利に拘わらず実施されなくてはならない。さもなければ、教育システムを通じて達成される ESD がもたらす恩恵の多くは、人々が実社会に入った段階で失われてしまう。

## 4 「10年」の目的

「持続可能な開発のための教育の10年」は、地球規模のビジョンを追い求める。

持続可能な開発のための教育のビジョンとは、誰もがみな、教育の恩恵を享受でき、持続可能な未来とよりよい社会への変革に必要な価値観、行動、ライフスタイルを学ぶ機会を持つ世界である。

このビジョンは、人としての共通の努力の中心に持続可能な未来を据えることであるが、そのビジョンは様々な社会的・文化的文脈の中で表現されるもので、そこでは「よりよい社会への変革」が異なった方法で明らかにされる。DESDのような国際的な10年は、多様な活動主体が、中心となるビジョンに対する関わりを基盤に、共有する議題を追求する枠組として機能する。活動主体は、10年のビジョンの一部またはすべてを認め、採用し、受け入れた場合に、またはそれに影響を受けた場合に、関係者となる。その開始時から枠組を明確に提示し、10年間にわたって関係者間の活動を促し、その世話をすることは、国際的な担当機関として指名されたUNESCOの役目である。上に示したビジョンと、教育と学習が持続可能な開発の中心であることの基本的な理由が、「10年」について動機を与える力となるが、その目的は何か。ESDを育み、さらに持続可能な開発そのものを育む「10年」とは何か。

その目的は、各レベルにおいて、共同体から地球規模にいたるそれぞれの状況で明らかにされると思われるが、各レベルにおいて、「10年」はより行動を活発化させ、他の状況やレベルとリンクするための枠組を提供する。次に記述する目的は、地球レベルに焦点を当てているが、「10年」の実施に当たって必要なパートとなるプロセスであって、他のレベルでの目的を形成する上でも関連のインプットが行われるよう、十分に包括的なものとなっている（第2章を参照されたい）。

提案するDESDの目的とは、

- 持続可能な開発を共通して追い求める上で、教育と学習が中心的な役割を果たしていることを広く知らしめること
- ESDの関係者間において、リンク、ネットワーク、情報交換及び協働を促進すること
- すべての形態の学習及び啓発活動を通じて、持続可能な開発のビジョンを洗練させ、推進するための場や機会を提供すること
- 持続可能な開発のための教育における教育及び学習の質の向上に努めること
- ESDにおける能力を強化するため、各レベルで戦略を策定すること

「10年」は、先進国、途上国に拘わらず、世界のどの地域においても、同じ尺度でESDに焦点を当てる。世界的な関心としての持続可能な開発のメッセージは、先進国、途上国のいずれにおいても、同様に適用され、同様に緊急性がある。過剰な消費と廃棄物の多い生活パターンがもたらす影響は、それが発生する場所に拘わらず、ESDに対する注目を高めるために大きな議論を呼び起こす。

「10年」は、生物多様性や砂漠化防止、気候変動、湿地保全などの既存の国際的な取り決めに対してプラットフォームを提供するとともに、様々な事務局による意識啓発や教育活動の強化のために枠組を提供する。

「10年」は、途上国に対して、進みたいと願う道筋を自らが規定する機会を提供する。持続可能な開発の視点から、先進国においてより持続性の高いライフスタイルを適用することへの強い必要性をまのあたりにすると、先進国から引き出されるモデルは、適当ではなく望ましくもないことが明らかになる。共同体の価値観や結束への強い関わりを構築することにより、途上国には持続可能な開発への実行可能で代替可能な取り組み方法を開発し、モデルとなるチャンスがある。

## 第 2 章 関係者と戦略

### 5. ESD の関係者

持続可能な開発のための教育においては、誰もが関係者であるということは正しいが、それでは役に立たない。我々は皆、その成功または失敗による影響を感じ、ESD を支援するかまたは害することになる我々の行動により、ESD の影響を左右する。このような一般論は、しかしながら、協力や意思疎通または行動について目標を定めた戦略を明らかにする上では役に立たない。異なるレベル（地方（国の内部）、国、地域、国際）の多くの機関やグループに特別な役割や責任が委ねられている。各レベルにおいて、政府（または地域の政府間や国際的なもの）、市民社会、NGO または民間セクターが関係者となっている。各レベルにおいて、こうした各カテゴリーが相互に補完的な職務と役割を果たす。

表 1 各関係者の相互補完的な働き

|            |   |
|------------|---|
| 政府及び政府間機関  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策策定、枠組設定</li> <li>・国民との協議やインプットの推進</li> <li>・国家的（及び国際的）な民衆キャンペーン</li> <li>・ESD を教育システムに組み入れ、機能させること</li> </ul>                 |
| 市民社会及び NGO | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識啓発、主張、キャンペーン、ロビー活動</li> <li>・政策形成への関与及びインプット</li> <li>・主に非公的な場での ESD の展開</li> <li>・学習と活動への参加</li> <li>・政府と国民との間の仲介</li> </ul> |
| 民間セクター     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業としての取組、トレーニング</li> <li>・管理のためのモデル、取組</li> <li>・実施及び評価</li> <li>・持続可能な生産と消費の展開、実践の共有</li> </ul>                                |

ESD に係る専門的技術と能力の開発、教材と参考情報の生産、資源の確認と流通、組織の中での持続可能な開発のための取組のモデル化、情報交換、異分野間の協力の促進などを含め、いくつかの機能はすべての関係者に共通する。

**土着の人々**について特別な記述が必要である。というのも、彼らは特殊な地理的・自然的環境に長期間特別に関わっているからであり、また、彼らの生活と未来に脅威が迫っているからである。彼らは能動、受動の両方の意味で関係者であるが、特に自然資源の利用と保全のバランスをとることについての知識の宝庫となっている。この人と自然との関係を理想化したり空想的に扱うことなく、環境についての詳しい知識とその持続的な利用により、土着の人々は、より広範な議論を生む役割を果たすとともに、人類生存のための管理と適切に調整された多様な環境における開発を実行する上での細部にわたった洞察力を提供する役割を果たしている。

**報道・広告機関**は、それなしでは ESD が一部の熱心な人々の関心事にとどまり、また教育機関の壁の中だけに閉じ込められてしまう、広範な民衆への啓発とその主体的参画を推進する重要な関係者である。世論の高まりのみが、持続可能な開発についての原則の理解とそれへの関与をもたらし、それゆえに教育及び情報に関する取組への参画をもたらす。表 2 は、ESD の重要な関係者の例示であるが、網羅しているものではない。それぞれの情況下で、他者を確認するとともに、同盟関係やネットワークがあり新規参入者にも開放されていることの確保が必要である。なお、パートナーシップとネットワークについての原則は、次章の戦略として記述する。

表2 ESDの潜在的パートナーの例示

| レベル | 政府機関   | 市民社会及び NGO   | 民間   |
|-----|--|--|--|
| 地方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方政府の教育担当部局、開発担当部局</li> <li>・都市当局</li> <li>・学校、成人教育プログラム</li> <li>・大学</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体をベースとする機関</li> <li>・NGO の地方セクター</li> <li>・ユース連盟</li> <li>・信仰に基づくグループ</li> <li>・村落開発委員会</li> <li>・成人教育グループ</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方企業</li> <li>・血縁、家族</li> <li>・個人</li> </ul>     |
| 国   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の教育担当部局、開発担当部局</li> <li>・大学、研究機関</li> <li>・EFA ネットワーク</li> <li>・政府系報道機関</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国レベルの NGO、NGO の連盟</li> <li>・国際的 NGO の支部</li> <li>・信仰に基づく組織</li> <li>・教員組合、貿易組合</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業</li> <li>・企業連合</li> <li>・民間報道機関</li> </ul>  |
| 地域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の政府間機関</li> <li>・地域の EFA ネットワーク</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の市民組織、NGO の連合、ネットワーク</li> <li>・信仰に基づく組織</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業連合</li> </ul>                               |
| 国際  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連機関</li> <li>・CSD</li> <li>・EFA ハイレベル、ワーキンググループ、E-9 グループ</li> <li>・UNDG メンバー機関</li> <li>・ミレニアムプロジェクトタスクフォース</li> <li>・公的 / 半公的監視機関</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な開発のための教育ネットワーク</li> <li>・NGO - UNESCO 連絡委員会</li> <li>・CCNGO/EFA</li> <li>・教育のためのグローバルキャンペーン</li> <li>・国際的教育 NGO</li> <li>・信仰に基づく組織</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際企業連盟（鉱業などの）</li> <li>・国際企業（報道機関などの）</li> </ul> |

## 6 戦略

DESD のような広範で遠くにまで及ぶ取組では、すべてのレベル、情況に適応でき、10 年にわたる ESD のビジョンの実施に役立つ戦略が必要である。関係者は以下に示す七つの戦略を、自らの機関の枠組の中と彼らが機能するネットワークや連盟の中で適用する。

その七つの戦略とは、以下のものである。

- ・政策提言とビジョン構築
- ・協議と主体的参画
- ・パートナーシップとネットワーク
- ・能力開発とトレーニング
- ・研究と革新
- ・情報通信技術
- ・モニタリングと評価

各戦略に関わる取組と活動は下記の表 11（スケジュール表）に提案する。

### 6.1 政策提言とビジョン構築

持続可能な開発に向けた歩みは、社会、環境、文化、経済に係る問題に対する地球規模の意識の高まりが、根本的な原因の理解へと形を変えることを必要とする。それはまた、持続可能なように生活し働くというのはどのようなことかについて、地域、国、地球レベルでビジョンを構築することを意味している。ビジョンを構築することは、ESD が地域の実情に根ざしたものになり、それと同時に、多様な情況を通して地球規模の関与や団結を成し遂げることを可能にする。もっとも重要なのは、社会的な責任についての感覚と個人の活動が他者の生活にどのように影響しているかについての自覚をもつことである。このため、ESD の実施に当たっては、広範な主張とともに、市民への情報提供と市民の活動を促すことに関与する責任のある報道機関が必要となる。

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

主張はすべてのレベルで行われ、すべての関係者を巻き込む。政府と市民社会は、課題が明らかにされ、活発な議論と相互の学習により共通の議題が取り上げられる対話を常に維持しなくてはならない。地方レベルでは、ESD の一環として学校と市民組織が参画して、持続可能な開発に関する特別な問題のために、地方政府に働きかけを行うよい。かくして、学習者が自らの状況や将来について批判的に考へるので、主張はそれ自体が教育プロセスとなる。

現在行われている ESD のための主張と持続可能な開発におけるその成果の一部として、「10 年」の各年においてテーマを定めることが有効である。可能性のあるテーマは、持続可能な消費、文化の多様性、健康と生活の質、水とエネルギー、学習の場としての生物保存地域、学習の場としての世界遺産地域、知識社会における ESD、市民参加と優れたガバナンス、貧困の軽減と持続可能な開発、世代間の公平性と倫理などである。

### 6.2 協議と主体的参画

国際的な 10 年は、ESD に世界的なはずみをつける機会を提供する。しかし、それは各レベルの関係者が自らのビジョンをどの程度持つかにかかっている。ひるがえって、主体的参画は、政策形成や取組や活動を計画するための協議と参加に応じたものとなる。政府は協議のプロセスを開始し、議論の場を構築することに特別の責任がある。協議には次のようなものが含まれる。

- 政府の政策提案や予算案の透明で時宜を得た刊行
- 国家の計画や取組に対する市民社会や民間のセクターのインプットを誘発するプロセス
- 議会での討論や委員会での活動
- フィードバックやコメントが得られる意識啓発キャンペーン
- 研究の委託や事実に基づく政策形成へのその透明性のある利用

これらのプロセスは、地方レベルにおいてもっともはっきりと適用されるものではあるが、同じような協議メカニズムは、地方や地域、国際レベルにおいても予想することができ、そこでは別の関係者を巻き込む。

### 6.3 パートナーシップとネットワーク

持続可能な開発のための教育は、基本的に分野横断的で様々な機関が取り組むものである。「10 年」が効果的なものとなるかどうかは、すべてのレベルの関係者間により構築できるパートナーシップやネットワーク、連盟が、どれだけ強固で多数の人を取り込むことができるかにかかっている。実際、国際的な 10 年のように基盤が大きく長期に亘るものは、パートナーシップと協力的な関係のみから、そのエネルギーと効率性を引き出すことができるものであり、それは国内的にも、また国際的にも、単一の機関のみで推進するには、あまりに大きく複雑な問題である。それゆえ最初から、DESD パートナーのオリエンテーションでは、外部をみつめ、ESD をさらに推進・実施する取組、プログラム、グループ、ネットワークと関係することが求められなくてはならない。政府と市民社会のネットワークを結びつけることに特別の注意が払われなくてはならない。それは、政府には中心的な調整機能の役割と資源があるからであり、地域社会の草の根的な結びつきが DESD のメッセージを地方レベルで伝えることができるからである。

「10 年」は、既存の取組やプロジェクトを同定し、それに立脚してそれらとの協働関係や協力を構築しなくてはならないが、ESD がもつ視点が広いことから、ありそうもない場所にもパートナーを見出すかもしれない（上記第 3 章を参照されたい）。パートナーによって示される視点が多様であることは、「10 年」に参加するためのエントリーポイントが多数あることを意味している。すなわち、ある者は草の根的な介入のモデル（例えば市民社会の組織）からスタートし、他の者は環境についての視点から入り込み（例えばいくつかの政府部局及び NGO）、またその他の者は持続可能な経済成長に関心を寄せる（例えば他の政府部局や国際的な開発銀行）。「10 年」に付加されている価値とは、これらの関心が決して争うことなく、ESD に係る共通の努力を集合的に形作ることができることなのである。

パートナーシップとネットワーク化の中核的な要素は、ESD に関する経験と情報の定期的かつシステム的な交換である。これは、各レベル、とりわけ地域と国際レベルにおいて、「10 年」に係る調整を行うに当たっての重要な特徴

となっている。世界の中で他の人々が何をしているかを知ることは、学習と革新の重要な源であり、しばしば、長期にわたってたゆまずやり通すためのはげましや動機付けの力となる。

#### 6.4 能力開発とトレーニング

「10年」を通してESDの実施を強化するために、パートナーや関係者がその能力と技能を獲得し、つねに改善することを確保することが不可欠である。実地に適用できる持続的な技能を提供する能力開発とトレーニングのアプローチを利用（または計画）することが重要である。「10年」のパートナーは、ある情況及びグループの中で、このような開発アプローチにまず注意を払う必要があると思われる。能力開発とトレーニングの重要な分野には、次のようなものがある。

- ・コミュニケーションと意識高揚：これらの技能はネットワーク化とパートナーシップ形成の基盤となる。効果的なコミュニケーションは、共有する要素を同定し、潜在的なパートナーに積極的な協力をを行う自信を与えるような方法で、関係者が取り組むべき事項を共有するように機能する。関係者間とより広い人々の意識の高揚を図ることは、今日のメディアがあふれている世界で、もっとも高い職業的な基準となるにちがいない。
- ・計画、管理及び評価：持続可能な開発とESDが複雑であることから、目的の明白さや焦点の定まったパートナーシップ、及び効果的に進捗しているかどうかの評価を確保するために、レベルの高い計画、管理及び評価に係る技能を必要としている。
- ・教育者の訓練と再訓練：公的な教育システムの内部において、また非公的な場の中で、教育者の知識や情熱のレベルは、持続可能な開発に係る課題に関する学習者の興味や認識を高める上で、重要な要素となっている。教育者が示す態度や保有する方法は、持続可能な開発の価値観や最高水準の教育実践に反映されなくてはならない。
- ・分析のための手段：教育者、学習者、政策立案者、計画立案者、そしてネットワーク化やパートナーシップの構築に関わっている者はすべて、次元の異なる持続可能な開発を統合する作業に直面している。このため、様々なレベルにおいて、持続可能な開発が人間活動との多くの関わりを理解し共有することの自信へと導く、一連の分析技術や手続きが開発され共有されなくてはならない。
- ・指導内容と教材：意識の高揚、民衆キャンペーン、教室での指導や非公的な学習においては、形態が紙、電子媒体、音声映像などの適当で関連する資材が必要である。学校教育システムと市民組織は、それぞれの情況下で関心を高め関連する知識を提供する資材について、考え、デザインし、生産する能力を発達させなくてはならない。学校、地方、国家、国際のいずれのレベルにあっても、この能力を構築し、持続可能な開発のメッセージを明瞭にするために、資材をデザインするワークショップが役に立つ。
- ・指導方法：ESDの目的に向けた指導や促進の方法論は、持続可能な開発の追求に含まれる一般的な関心や関与に対する感覚を反映する。言い換えると、学習に対する個人の関与に焦点を当て、また問題や可能性に対する批判的な評価に焦点を当てた、学習者を中心とする指導がゴールとなるにちがいない。そのようなアプローチは、伝統的な黒板に書いて話をする方法に比べると大変困難な方法であり、適当なトレーニングやインストラクターによる支援が必要である。多くの情況下において、このことは、トレーニングへのより高いレベルの投資と指導の質の大きな向上が必要なことを意味している。

#### 6.5 調査研究と革新

調査研究は、どのような課題をESDが緊急に扱わなくてはならないかを理解し、進歩を評価するための情報を収集し、及び革新的な解決方法を探すための基盤となる。研究の焦点となるのは以下のようなものである。

- ・「10年」の進捗状況を測ることができるマーカーを開発するための基礎的な調査研究
- ・検証するための証拠を提供することを目的とした、広範囲に及ぶ経験や状況の文書化を含むESDの特性や方法の探究
- ・ESDを学習の他の要素（例えば識字、計算、自然科学、社会科学）や開発介入の方法（例えばセクター毎のプロジェクトや共同体を動かすこと）に対するESDの概念的及び実践的なリンク
- ・個人の生活や共同体、国家政策、国家組織に対するESDの影響のレベルを実地に示し分析する長期的な調査研究
- ・よい実践事例を明らかにし普及させることに焦点を当てたESDにおける組織の編成、パートナーシップの方法及び管理のためのアプローチの方法

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

重要な調査研究課題を同定し詳しく描写するために、調査研究機関の地域的な会合が「10 年」の最初の年に開催されるべきである。これはまた、国家や地域をまたいだ協力的な調査研究パートナーシップの構築にも役立つ。

広範囲でありながら関係する ESD のために必要な革新を育む特別な手段として、**シナリオの開発**がある。つまりところ、DESD は地上の何千もの地域の情況下で ESD が実施されることを目的としている。これは、ESD を独立したプログラムとして行うことではなく、多くの異なる学習の場に ESD を統合することである。標準化されたプログラムを提案することはできないし、すべきではない。しかしながら、例えば、様々な種類の学校や成人の学習サークル、開発計画の枠組、異なる地理的・社会文化的情況の中、異なる科目的枠組の中などにおいて、質の高い ESD とはどのようなものであるかについて、いくつかのシナリオを描くことは役に立つであろう。各々のシナリオには、とりわけ、そしてそれが対応する情況に応じて、以下のものが含まれる。

- ・持続可能な開発についての地方の中心的な課題が何であるかを発見する方法
- ・可能な学習戦略
- ・例えば環境の変化をモニタリングする調査研究に児童を参加させるような、学習の場（学校、成人プログラムなど）と共同体のリンクを育む方法
- ・地方の知識と文化を統合化させる方法
- ・持続可能な開発の原則に基づき、内容を地方で決定することを可能にするカリキュラム開発プロセス

このようなシナリオは、いかに ESD を最適実施させるかについての地方での検討のための資源となる。

## 6.6 情報通信技術（ICT）の利用

情報通信技術は、国連の 10 年のような国際的な取組にとっての活力源であり、遠くのパートナーを結び、データを格納し、情報やニュースを可能な限り早く共有する手段であり、また大掛かりなロジの提供を管理する方法となっている。このような日々の利用以外に、ICT は次のように ESD と特別に結びついている。

- ・ICT は「知識経済」の基盤であり、これまでの方法に比べてより少ない自然資源を使用して情報を転送し使用することにより、富が生産されている。このことは、それ自体が環境のより持続的な利用という要因となっており、ESD における重要なレッスンとなっている。
- ・ICT は学習の新しい様式と場を提供している。遠隔学習は、長い間ラジオやテレビ、郵便システムに頼ってきたが、ウェブ上での双方向的なアクセスにより、より使いやすく、より学習者に優しくなっている。これは、個人の学習速度や宿題、助言に選択肢を提供することにより、ESD を広範囲に普及させる好機となっている。
- ・学習者が ICT を利用できれば、ICT は地球規模の対話の場を提供する。例えば、「小さな島の声」はカリブ海やインド洋、太平洋の島の共同体の民衆や若者を結び付け、経験や関心の共有、持続可能な開発のためのコンセンサスの構築や相互の支援に役立っている（注 13）。

注 13 : [www.smallislandsvoice.org](http://www.smallislandsvoice.org)

しかしながら、ICT があまねく利用されているとはいいがたい。コスト、インフラ、エネルギー供給、電話線接続などが、デジタルディバイドが決して解消されているものでないことを意味する要因となっている。ICT がますますアクセス可能なものとするために革新的な方法が求められる一方で、多くの場所では、例えばラジオなどの古い技術が引き続き多くの人に利用され、より持続的なものとなっている。さらに、持続可能な開発における地方の知識が重要であることは、情報技術システムの地方での創造的な使用が、ウェブで見つけた他者の知識を単に受動的に受け入れるということではなく、知識を積極的に使用し共有することで、ダイナミックな ESD の一部となっていることを意味している。

## 6.7 モニタリングと評価

モニタリングと評価は、変化や相違と「10 年」の影響を確認するための重要な戦略となる。詳細については第 3 章の第 9 節を参照されたい。

## 第3章 実施及び評価

### 7 地方レベルから国際レベルまでの関係者の役割

持続可能な開発は、それ自体ひとつの段階のみで追求できるものではなく、ESDは全ての段階（地方、国、地域、国際）の共同体を統合しなくてはならない。大義、効果、問題、解決策が各々のレベルの中やそれらを通じて織り込まれなくてはならない。持続可能な開発の影響、及び非持続可能な開発の影響は、最終的には、地方レベルにおいてもっとも強く現れ、生活に必要なものは増加するかまたは減少し、資源は再生されるか消失する。しかし、地方レベルで発生したことは地球レベルに影響を与え、地球レベルで発生したことにより地方レベルは影響を受ける。すなわち、世界的なレベルではっきりと目に見えるグローバル化による緊張の広がりは、人々が直面する問題や人々が心に描くことができる解決策の中に反響する。したがって、持続可能な開発のための教育は、地方に根ざしたもの、すなわち草の根の現実からはじまり、それに対応するものでなければならず、これらの現象を取り巻く地球規模の文脈を提供するものでなければならない。繰り返すが、持続可能な開発の四つの要素—社会、環境、経済、文化—は、地方レベルと国際レベル、そしてその間のすべてのレベルにおいて、焦点が合わされなくてはならない。

本章では、DESDが取り扱うべき事項とそのための活動が、地方、国、地域、国際の各レベルにおいて、どのような階層構造となるかをみるとする。「10年」の効果については、最終的に地方レベルの共同体と個人の態度や行動がどの程度変化したかによって判定されるものであることを強調したい。国や地域、国際的な取組は、この点を心に留めておかなくてはならない。すなわち、これらのより高いレベルにおける協力、組織、計画及び活動は、それが地方または国の内部のレベルに対する支援を目的としている場合に、もっとも価値があるからである。最終的に問題となるのは、調整や促進のための活動の数とか性質ではなく、より持続性のあるモデルや生活の質の改善に向けた発展・進歩のパターンへの変化である。国及びより高いレベルについて述べる前に、それを地方や国の内部のレベルにおける情況に当てはめて考えることが重要である。

#### 7.1 地方（国の内部）レベル

共同体レベルの開発対話に、ESDがどの程度含まれるかということが、DESDの成功を測る一つの尺度となる。地方レベルにおいて、支援ネットワークは重要であり、それは教育システム、NGO、共同体の組織または特別な訓練を受け政府に雇用された個人によって構築される。これらのネットワークは、教員の能力向上やカリキュラムを地方の情況に応じたものに適応させることへの教員の参加意欲の向上を図ることに役に立ち、新たな内容の知識、革新的な教育法、プログラムの準備における調整、学校の管理に対する支援、共同体からの支援などの、地方のプログラムの実施に当たっての問題点を克服する上で、教員を助けるものとなる。

**地方の組織やグループ**は、持続可能な開発のための実践活動、例えば、省エネルギー・リサイクルのみならず、自分の行為が現在及び将来の他者にいかに影響を及ぼすかということや、なぜ自分の行動が自分のニーズを満たすだけではなく他者のニーズも尊重しなくてはならないかについての理解などの持続可能な開発のために必要な価値観や関係が、モデル化され、学習される場である。これを実現するために、様々な機関、組織、個人が、現在の持続可能でない状況の真の原因を同定するために、基礎教育と成人教育の両方のレベルにおいて、ESDについて協力し学習することがまず必要である。同定された問題を解決するため、個人や機関は、ESDを通じて学習した事項を、地方固有の議題を含む地方の教育計画や教育政策に具体的な期間内に適用しなくてはならない。

例えば、小学校、中学校でのESDを進める方法の一つとして、持続可能な開発についての研究を行っており、その課題を効果的に教えている大学とのリンクを奨励することがあげられる。また、同じ地方に存在する大学が、研究や教育及び地方の学校教育システムへの支援のための連合の構築を奨励することが重要である。

**地方政府**には、中核的かつ積極的な役割が与えられるべきである。地方政府は、人々にもっとも近い政府として、公共的なプログラムの実施やサービスの提供を任務としており、人々の生活の質の向上や持続可能な開発の目標を達成

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

する上で、重要な役割を果たしている。地方分権と地方自治の改善という目標に向かっていくことは、持続可能な開発の目標を達成する上での地方政府とそのパートナーの役割を強化する。開発においては、技術と資金が重要な役割を果たすものではあるが、適切な管理と調整能力がなければ、特に地方レベルにおいて、持続可能な開発はまず達成されることはない。

共同体をベースとするもの及び地方政府による地方の組織は、次の 2 通りの方法で DESD に参加することができる。

- ESD を通常の学習やプログラム活動に統合させる方法: これは、適切な方法で、また様々なグループを対象にして、地方の関連する学習戦略を同定し、実施することを含む。
- 特別なニーズへの対応または特別な機会への対応のために、公的な基盤の上かまたは特別な方法により構築された地方のグループやネットワークにおける協力を通じる方法: これは、持続可能な開発に対する地方での挑戦を明らかにし、地方の知識や技能を ESD に統合し、及び経験を交換することを含む。地方レベルは、持続可能な開発に関するよりよい実践活動のためのレッスンが学習され、共有され、適用される最初の場所である。

DESD に係る最初の取組の一部として、地方における潜在的なパートナーを明らかにする必要があり、これは一ないし複数の機関がそれをリードすることによって初めて達成される。これには次のような機関が含まれる: 学校、PTA、学校支援グループ、成人学習、識字及び NFE サークル、文化協会、ユース組織、協同組合、信仰に基づくグループ、自助グループ、開発委員会、地方政府の部局、地方で選挙された組織、都市サービス機関

しかしながら、ある人々は上記のようなグループによって代表されていない。それは次のような人々である: 障害者、極貧層、遊牧民、移民、少数民族、高齢者、健康をくずしている者などの脇に追いやられているグループ。彼らは、しばしば無視されているか、姿が見えてこない。適切な人的物質的な投資を伴う特別な努力が、彼らが ESD に参加し、持続可能な開発へのアプローチとその実績から得られる恩恵の共有を可能とするために必要とされている。

表3 ESD の地方レベルでの協力に関する要約表

| 共同体を基盤とする機関、組織 | それぞれの仕事                        | 特別の、または公的な地方のグループにおける協力      |
|----------------|--------------------------------|------------------------------|
| 学校及び学校支援グループ   | • ESD を通常の学習活動やプログラムに統合すること    | • 地方における持続可能な開発への取組を明らかにすること |
| 文化協会           | • 社会的に無視されているグループを明らかにして接触すること | • 地方の知識や技能を ESD に統合させること     |
| ユース組織          | • 学習の戦略を定め実施すること               | • ESD に係る経験を交換し、よりよい実践から学ぶこと |
| 協同組合           |                                |                              |
| 信仰に基づくグループ     |                                |                              |
| 自助グループ         |                                |                              |
| 開発委員会          |                                |                              |
| 地方政府           |                                |                              |

## 7.2 国レベル

DESD を定めた国連決議によれば、各国政府はこの実施計画を考慮して、「10 年」を実施するための施策を、2005 年までにそれぞれの教育戦略及び活動計画の中に盛り込むことを「検討」することが求められている。これは、ESD における効果的な協力や活動のためのパラメーターを設定する上での国レベルの重要性を強調するとともに、このプロセスを開始する上での各国政府の責任を強調するもので、次のような要素を含むべきである。

- ビジョンについての協議と主体的参画—各国の DESD 計画は、関係省庁、大学・研究機関、市民組織、ネットワーク、議会、すべての教育システムの関係者を含めた地方及び国における DESD についての議論から生まれてくる。
- 幅広いインプットと地方における活動と責任のための枠組を提供することに基づく、政策の立案
- 持続可能な開発の価値を織り込む教育システムのポイントを確かめるため、教育研究やカリキュラムの改編・開発、教員トレーニングなどを行う機関との協働

取組が重複することを避け、首尾一貫し焦点の定まったメッセージを人々に示して今後の活動に対する一致した支援を得るために、**一貫性と調整**が必要となる。しかしながら、そのような調整は、統制とか中央の決定や計画を単に広めるだけのものであってはならない。ESDは、前章に述べたすべての地方のグループに属するものでなくてはならず、政府やNGOネットワーク、民間セクターの連盟などのその他の国レベルの機関は、地方の活動を強化することが自らの役割であると捉えなくてはならない。

この枠組における教育の定義は、公的教育のみではないので、各国のDESDの実施に力を与え調整役を果たすことを任務とする適當な**ESDネットワーク拠点(ハブ)**を同定するか構築するための努力がなされなくてはならない。永続し、小さくともダイナミックなこのユニットは、プログラムを実施すべきではなく、むしろ、常に増加する関係者に光を投射し、彼らの結びつきを促進する「爆発する星」のような役目を果たすべきである。多くの国において、多数の関係者と多数のセクター別組織に基づくメカニズムとプロセスが、国レベル（例えばモンゴルの持続可能な開発のための国家委員会）や地方レベルで存在する。このようなメカニズムは、しばしば持続可能な開発の調整役として機能し、その取り組むべき課題で教育を優先し、DESDを支援する取組を積極的に追い求める。あるいはまた、全体的かつ統合的なアプローチを可能にするため、政府の権限が、教育省ではなく、全体を管轄し調整役を務める機関（計画省または首相府など）にある場合がある。特別に構築された調整・ネットワーク機関、例えば日本の「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議のようなものも一つのオプションである。

小さな永続するユニットに加えて、すべての関係者をまとめあげ、DESD戦略の計画・実施に係るすべての局面で勢いをつけるために、「全国ESD協議グループ」が年に1、2回開催されるべきである。この協議グループは、政策立案、ESDに係るメッセージや意識啓発戦略の立案、視点の共有、特別な取組や経験の周知などのためにインプットを行うことに主な焦点を当てている。ESDネットワーク拠点(ハブ)により促進され、定期的に会合を持つことにより、「全国ESD協議グループ」は、次のようなことを行う。

- 地方レベルでの経験や挑戦を反映したESD政策オプションについての検討と推奨
- うまくいったもの及びそうでないものを含めたESDにおける経験の交換のための場の提供
- 関連する視点のすべてが計画立案と意識啓発に統合されることの確保
- ESDの国としての優先順位の設定と予算確保に向けたインプット
- 国の教育政策や「万民のための教育」と「識字の10年」に係る計画へのESDの統合
- 能力開発のニーズとそれを満たす上で最適な人材の同定
- ESDにおける研究課題の同定と研究協力プロジェクトの立案
- ESDのためのモニタリング関連指標の開発
- ESDを支援する国家キャンペーン、イベント、会議の調整

政策の枠組が大きくなると、政治的な意思や資源、努力を動かしていく上で大きな差が生じる。国レベルにおいて、関係する政策にESDの存在を確保するため、明確なガイダンスが必要である。このガイダンスには次のような事項が含まれる。

- ESDが明らかな存在場所をもつ政策分野の同定
- ESDのビジョンをこれらの政策分野に協調的に織り込むための作業
- ESDが必要とする省庁横断的な対話と協力を確保するための新たな方法の具体化
- 持続可能な開発を国家政策全般に関わる枠組として明確に位置づけ、それに対する主体的参画を促進させるための方法の示唆
- 重要な政策上の疑問点を明らかにするための重要な国家的研究課題の同定

政府のその他の役割は、関係省庁における**予算の確保**であり、それを通常の予算プロセスに統合することである。国際的な援助を受けている国は、ESDに関するものをPRSPやその他の財政的な調整の中に含めて記述すべきである。持続可能な開発が国際的な開発協力の中心的な目標であるならば、ESDは長期的な開発戦略や国家開発計画の中に、確かな位置を占めるべきである。

全国的な市民組織やNGO及びそのネットワークは、地方のグループを政策立案の場に結びつけ、提案やロビー活動

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

を行い、小さな、地方での革新的な経験を政府やより多くの人々の関心へと結び付けるパイプを提供することにおいて、中心的な役割を果たす。市民社会組織 (CSO) と NGO の多様性と広がりを考慮すれば、10 年を通して強く一貫した発言を確保するために、ESD のための特別な市民社会 (CS) の全国的なネットワークを構築することが役に立つ。CSO と NGO は、共同体を直接または間接的に教育する上で有力な力となっている。

全国的な報道機関は、国の DESD 計画にその初期のステージから関与させて、その通信に係る専門性とメディアとしての技能を、持続可能な開発と ESD に関する中核的なメッセージの構築に役立たせなくてはならない。議論を盛り上げ、より多くの人々に情報を普及させる上で、メディアが取り組むことのできる重要課題にハイライトが当たるべきである。

民間部門もまた、次の特別な二つの事柄において、ビジネスが ESD の中心となっていることから、国におけるプロセスに十分に関与すべきである。

- ・持続可能な消費を推進し、持続可能な生産を採用することにより、ライフスタイルを変えること
- ・広告や教育に係る能力を通じて知識を広めること

民間部門の貿易組合や商工会議所などは、持続可能な開発に係るその特別な挑戦を同定し検討するためのプラットフォームを提供するとともに、職場と共同体の双方において、ESD に係る取組を立案するためのプラットフォームを提供する。国としての ESD の計画及び活動に民間部門が協力する方法を検討するために、10 年の開始時にタスクフォースやそれに類似したグループを結成することは意義がある。さらに、民間部門には地方の教育活動を支援してきた長い歴史があり、この能力は ESD の取組の一部として利用され、焦点が当たられなくてはならない。

次の表は、上記の国レベルでの活動主体が ESD プロセスに加えることができる価値を整理したものである。

表 4 国レベルの活動主体が ESD に加える価値

| 国レベルの活動主体               | 取組   |
|-------------------------|--|
| 政府 (教育省、大学、他の関係省庁)      | ESD のための国の政策枠組の提供<br>予算及び資源の活用<br>地方政府の支援<br>ESD 及び SD についての意識の啓発                |
| NGO、NGO と市民社会のネットワーク、連盟 | 地方の経験を国の政策立案に結びつけること<br>ESD についての提案及びロビー活動<br>ESD の実践活動や経験についてのメンバー間での交換や情報共有の促進 |
| 報道機関                    | ESD 及び SD に関する認識をメディアの戦略に統合させること   |
| 民間部門、貿易組合               | 直面している ESD に係る挑戦を明らかにする場を提供し、必要な学習ニーズを明らかにすること                                   |

### 7.3 地域レベル

地域レベルの協力は、その経験がどのような分野であっても、しばしば比較するでは十分なほどに似かよっている一方、新たな視点やアイデアを提供する上では十分なほどに異なっていることから、特に豊かな成果と刺激をもたらす。歴史や伝統、文化、言語の似たようなパターンは、似たような生産と消費の形態ともあいまって、互いのレッスンの共有を、関連があって意義深いものとさせている。持続可能な開発の分野においては、比較可能な地理的・自然的状況と環境の状況が、相互の理解と学習をさらに進める。このため、地域レベルでの協力と相互の交流は、直接に適用することが可能なことから、国際レベルよりも、しばしば豊かな実りと有益さをもたらす (国際レベルの機能は異なっている。次節を参照のこと)。地域協力は、ESD への関心を統合する可能性をもったアンブレラ機関とともに、多くの分野で十分に構築されている。国連欧州経済委員会の取組は、ESD の戦略が既存の協力のための枠組の中での構築され支持されることが可能かを示す事例となっている (UNECE2003)。

地域協力の基本的な機能は、当該地域の国々において相互の支援を行い、関係するすべての活動主体が地域のカウンターパートと連絡が取れるようにするために、政策、経験、挑戦及び発展を共有し交換することである。次の表は、国レベルでリスト化したものと同じような範囲で活動主体を取り出し、ESDにおける地域グループとしての役割を記述したものである。

表5 地域レベルの関係機関とその機能

| 地域レベルの活動主体               | 機能  |
|--------------------------|---|
| 地域の政府間機関                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国レベルの政策立案の支援</li> <li>・経験と情報の交換の促進</li> </ul>                     |
| 地域の市民組織とNGOのネットワーク、提携、連盟 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバーのネットワークや組織間での情報交換と学習の促進</li> </ul>                            |
| 地域の報道機関グループ              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SD及びESDについてのメディア戦略の共有</li> </ul>                                  |
| 地域の民間部門の連盟               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間部門がESDにおける他の活動主体と協力することの促進</li> </ul>                           |
| 国際機関の地域事務所               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家をまたぐ経験による共通的なレッスンの学習と交換</li> <li>・ESDに関する国家をまたぐ交流の促進</li> </ul> |
| 二国間協力の地域事務所              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地域のESDに係る取組の支援方法の評価</li> </ul>                                 |

国レベルと同様に、組織やグループは他の国のカウンターパートと協力することのみならず、すべての異なるグループ間での一致した活動を通じて、地域としての勢いをつけることが重要である。それゆえ、最大の学習と支援を行うために、地域のESDプラットフォームを構築することが重要であり、ここではそれを「ESD地域コーカス」と名づける。それは、最新で重要な問題に対処するための会合を開く柔軟性のある取り決めでなくてはならない。地域コーカスにおける取組には、次のような目的がある。

- ・政策、実践、知識及び発展を共有すること
- ・共通の取組を明らかにすること
- ・多様な戦略やアプローチから学ぶこと
- ・地域における挑戦と活動についてのコンセンサスを形成すること
- ・国家をまたいだ能力開発を行うこと
- ・地域の活動やプログラムのモニタリングと評価を行うこと
- ・地域における調査研究課題を明らかにし、協力して行う調査研究プログラムを組織すること

#### 7.4 國際レベル

国際レベルにおけるDESDの中核的な機能は、持続可能な開発とESDに関する重要な課題や変化しつつある議題についての広範で進行中の認識を以下のような方法で促進することである。

- ・政治的な意思を動かし、共通の関与を強化すること
- ・ESDに係る挑戦とその進捗の姿がよく見えるようにするとともに、ESDに係る取組の効果が最大となるようするため、国際的なプラットフォームを提供すること
- ・「10年」の期間におけるESDのための特別な挑戦に対応する戦略的な国際パートナーシップを構築すること
- ・国の予算による資源に追加した資源を活用すること
- ・教育を「持続可能な開発委員会」の中心的な議題として維持すること
- ・ESDをEFAの議題（モニタリングレポート、ハイレベルグループ、ワーキンググループ）に統合すること
- ・実行、政策、進捗についての地球規模での情報交換を進めること
- ・「10年」の進捗について監視すること

政治的なレベルにおいて、これは既に存在する様々な国際フォーラムやこの目的のために構築される別のフォーラムで実施される。後者では、「ESDに関する関係機関調整委員会」を結成する可能性があり、中心的な国際機関、例

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

えば国連システム、開発銀行、OECD、地域代表グループ（ASEAN、AU、EU、OAS、SADCなど）、NGOを集め、上記の戦略的な目標に加え、次のことを目的とする。

- ・お互いの補強を促し、重複を避けるためにプログラムや計画を共有すること
- ・それぞれの機関における ESD と持続可能な開発に係る実践活動へのアプローチを調和させること
- ・他の国際的な活動主体の洞察力や視点を ESD の議題の中に取り込むための関係機関のフォーラム

専門的・技術的なレベルにおいて、「すべてのレベルの機関及び世界中のすべての教育セクターの機関における協力と交流を促進する新たな地球規模の学習の場」の構築を通じて、教育機関における国際的な交流と協力が進むことは、DESD の効果を高める。このことは、2002 年の WSSD に際して行われたウブントゥ宣言において、特に次のように提案されている。

この「場」は、関係機関の国際的なネットワークと優れた地域の拠点の創設を基盤として構築されるもので、大学、工科大学、初等中等教育機関を一堂に集めるものである。

国際レベルでの民間部門のパートナーシップは、「グローバルコンパクト」（4.3 節参照）の下で、次第に焦点が定まっている。このようなパートナーシップは、人々の意識啓発や労働者のトレーニングに貢献することができる。民間部門と UNESCO や他の国際的な機関との対話は、質の評価基準として民間部門が使用することができる持続可能な開発についてのパフォーマンス指標とともに、生産と消費における基準の設定について特に行われるものと考えられる。

次の表は、様々な種類の国際的活動主体の役割について、概要をまとめたものである。

表 6 国際協力の要約表

| 国際レベルの活動主体           | 役割と機能  |
|----------------------|--|
| 国際的な政府間機関<br>(国連その他) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ESD を推進し、ESD の計画立案を他の関連する計画や取組に統合すること</li><li>・ 国際的または地域的なフォーラムへの参加を促進させること</li></ul>      |
| UNESCO (DESD のリード機関) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 下記参照</li></ul>   |
| 市民社会と NGO のネットワーク    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域間での情報交換と学習の推進</li><li>・ ESD の進捗についてのメンバーへの報告</li><li>・ 国際的な機関とともに提案やロビー活動を行うこと</li></ul> |
| 二国間機関                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ESD を計画や予算に入れ込むこと</li><li>・ ESD における研究を推進すること</li></ul>                                    |
| 民間部門                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 意識啓発</li><li>・ 基準や指標の開発</li></ul>  |

教育は、持続可能な開発委員会（CSD）の作業においては、横断的事項としてリストされており、今後の CSD の会合においては、そのようなものとして提案される議題の中で扱われる。しかしながら、今後 10 年間の CSD では、主要議題として扱われることはない。教育が、持続可能な開発の他の局面に複合的に関わっており、また、多くの人々の意識啓発に重要な役割を果たしていることから、CSD の下で ESD についての小委員会の設置が必要である。これは、ハイレベルのフォーラムを提供し、効果的なフォローアップを可能にし、国際的な協力を促進し、すべてのメンバー国における「10 年」の進捗を調査する。

いくつかの国連機関は、DESD をサポートし、または DESD の一部となる特別な取組やプログラムを用意している。

- ・持続可能な開発を達成するに当たって、女子教育における中心的な重要事項には、次の世代の生存、教育及び福祉が含まれる。「国連女子教育イニシアチブ」（UNGEI）は、UNISEF と調整し、EFA の目標である、教育における男女平等（2005 年まで）と、男女平等（2015 年まで）を達成するために、既に広範囲に及ぶ国際的なパートナーを終結している。UNGEI の活動は、「国連識字のための 10 年」の活動とあいまって、ESD のための一連の取組に

重要な貢献をするであろう。これとは逆に、UNGEI の議論や取組の中での持続可能な開発に関する課題において、DESD はしだいに大きな位置を占めることになるだろう。

- 国連環境計画（UNEP）は、ESD における環境の視点を定め推進していく上で、また、環境に関するロビー活動を調整していく上で、中核的なパートナーになる。UNEP はまた、すべてのレベルにおける環境関係機関のネットワークや連盟と連絡をとり、それらの教育における役割を強化する任務を果たす。「開発のための環境」という旗印の下、UNEP の環境教育に関する既存の取組は、「10 年」の推進の一部を形成すべきであり、可能な限りにおいて、持続可能な開発の視点を含むよう、その範囲を広げるべきである。
- 国連居住（UN Habitat）イニシアチブの「最良実践・地方リーダーシッププログラム」（BLP）は、持続可能な開発のための問題解決成功事例を明らかにして情報交換に貢献する機関の世界的なネットワークである。今では、この世界的なネットワークは、140 カ国の 1600 以上の文書化された政策や実践事例から得られたレッスンを収集し、世界の都市や共同体が MDG を達成するためにいかに貢献しているかについてのユニークな経験的証拠を提供している。現在、UN Habitat は教育を扱った約 300 の優良事例を持っている。BLP プログラムは、次のことを通して、地球規模での調整と情報に対する需要に供給を適合させることを推進している。
  - 傾向と実践事例についてのシステム化されたモニタリングと評価、及び学習したレッスンの交換
  - 新たな学習手段の開発と方法論の移転：すべてのレベルの政策立案者への伝達
  - ホームページを通じた世界的な普及、最良実践事例データベース、最良実践事例ケーススタディ、事例集、手段と方法の移転、そして地域内及び地域を越えて最良実践事例の移転を奨励・促進させること

「10 年」について調整するために国連総会により指定された機関として、UNESCO は、10 年にわたって持続する国際的なエネルギーとはずみを確保する特別な責任を負っている。UNESCO は、「ダカール行動枠組」の EFA 目標と「国連識字のための 10 年」の達成のための調整について、既に責任を負っている。UNESCO は、他の国際的な取組の進捗に関連して、DESD を通じて調和のあるパートナーシップや一致し目標の定まった活動を確保することが求められている。UNESCO の調整の役割は、この計画に概要が記述されているように、DESD についての戦略、期待される成果及び評価指標に由来するものである。国連機関、他の国際的な組織及び UNESCO 加盟国との協働で、UNESCO は戦略的で目標を指向するパートナーシップを構築し、計画、実行、評価を一体となって推進する。主張及び意識啓発の取組の一部として、ある国際的なメディア／放送機関と既に進行中のパートナーシップにより、「10 年」の原則及び実践活動に関する定期的な文書の作成と普及が可能となる。

適切で既に進行中の国際的なコンセンサスと約束を確保することが必要なことから、制限のない協働に焦点を当てた、多数の国が参加する交流の場の形成が必要となる。柔軟な構成と作業の準備を伴い **DESD に関する関係機関調整委員会**が結成され、定期的に、おそらく一年に一度、すべての関係グループによる協議と最新情報の提供のためのフォーラムが開催される。UNESCO の調整的役割を詳しく記述することが、第 1 回の関係機関調整委員会の議題となるであろう。

DESD の国際的な輪郭をはっきりとさせ、ESD に係る課題の周知とそれが目にふれることを高いレベルで確保するため、人生の異なる道を歩んでいる傑出した人物であって、その関与やライフスタイルと個人的特質が、理想的な持続可能な開発と ESD をサポートする人々からなる「ESD チャンピオン」が結成されるべきであり、それはおそらく、政治、スポーツ、メディア、若者、学会、教育界からの 6 名の小グループである。彼らの持続可能な開発への情熱は、精力的なタイムテーブルの下で、自由なアイデアを生み、国や国際的な官僚機構の弊害を除き、透明性とエネルギーをもって「10 年」を前に進める。

次の表は、各々のレベルで想定されるグループや組織の概観を示したものであり、「10 年」に勢いをつけ、一貫性を確保する。

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

表 7 ESD に係るグループ、組織の概観

| レベル           | グループ              | 主な目的   |
|---------------|-------------------|--|
| 地方 (国の内部) レベル | 関係者による協議          | 挑戦を明らかにし、地方の知識や技能を ESD に統合すること<br>経験の交換      |
| 国レベル          | ESD ネットワーク拠点 (ハブ) | 活性化、連携の促進、調整                                 |
|               | ESD 協議グループ        | 政策へのインプット、議論、交換、計画のために関係者をまとめること             |
| 地域レベル         | ESD コーカス          | 共通の理解の構築、相互の支援、共同の活動と調査研究についての計画             |
| 国際レベル         | UNESCO (ESD 担当部局) | 活性化、連携の促進、調整、進捗状況のモニター                       |
|               | ESD に関する関係機関調整委員会 | 政治的な約束の形成、中心となる地球規模の優先事項の同定、情報交換、協議及び最新情報の提供 |

## 8 期待される成果

DESD の成果は、何千もの共同体や何百万もの個人の生活のなかに見出されることになる。新たな態度と価値観が、現実を持続可能な開発という理想に近づけるような決定と行動を引き出す。このはっきりとした目標を支持し、DESD の成果は、その目的から引き出され、この計画案が概説しているエネルギーとインプットの利用できる程度に応じて実現される。これらの成果は、国や地方などの各々の状況を踏まえた特別な姿が必要とされるレベルの高い成果である。次の表は、このプロセスの出発点としての目的に対応した成果のリストである。

表 8 DESD の期待される成果

| 目的  | 期待される成果  |
|---|--|
| 1. 持続可能な開発を共通して追い求める上で、教育と学習の中心的な役割について、よりはっきりとした姿を示すこと           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な開発のための計画の中に教育の要素を入れ込むこと</li> <li>・すべての開発計画における ESD の必要性と役割について評価すること</li> </ul>               |
| 2. リンクやネットワークを促進し、ESD の関係者間での交換や交流を図ること                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての種類、レベルの協議と会合を通じた—— ESD の戦略的重要性に関するコンセンサスの増加</li> <li>・ESD に係る取組の中での協力と相互の補強関係を高めること</li> </ul> |
| 3. すべての形態の学習と意識啓発を通じて、持続可能な開発に関するビジョンの改良とそれへの移り変わりのための場と機会を提供すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な開発の本質と原則に関する幅広い意識啓発</li> <li>・持続可能な開発に係る課題の定期的かつ実質的なメディアへの出現</li> </ul>                       |
| 4. 持続可能な開発の学習と教育の質を高めること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の質を高めるために EFA の取組の中に持続可能な開発を入れ込むこと</li> <li>・すべての学習の場に ESD 的アプローチの採用を増やすこと</li> </ul>            |
| 5. ESD における能力を強化するため、すべてのレベルにおいて戦略を構築すること                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育者訓練の一部としての ESD</li> <li>・ESD における質の高い資料と方法論</li> <li>・ESD を維持するための適切な管理能力</li> </ul>             |

さらに、ESD が推進すべき価値観を反映し、このような学習が潜在的な行動に現れる成果として、次のようなものがある。

- ・現在及び将来世代の人々を尊重し、質の高い生活と世界の資源を平等に分配することに対する彼らの権利を認識すること。
- ・自然の世界がどのように働いており、我々はその資源をどのように守ることができるか、そして自然を尊重しな

いと自然が荒廃することについての理解の下に、自然の世界を尊重すること。

- 遠い将来を見通した社会的な公平性、生態系の活力や経済的な進歩を考慮した、個人及び集団としての選択や決定をいかに行うかについての知識。
- 地球的な見地とともに、異なる未来をみつめ社会の変革をもたらす、関わりをもち、意識をもった個人。社会の本流の中で努力が払われるよう、社会の構造的・組織的变化をもたらすため、他者と協働する能力

## 9 モニタリングと評価

「10年」のような長期にわたりかつ複雑な取組は、その開始時から適切なモニタリングと評価のプロセスが組み込まれなくてはならない。それなくしては、「10年」がこれまでとは違うものをもたらしているのかどうか、その違いとは何かを知ることができない。モニタリングと評価の重要な要素は、地方、国、地域、国際のあらゆるレベルで、各々の取組やプログラムに用いるため、適切で意味があり測定可能な指標を定めることである。「10年」は、ESDに係る関心を既存のネットワークや連盟の中に入れ込むことを通じて、また新たなものを構築することを通じて、協力を進めること強く強調しているので、それぞれのグループは、「10年」の枠組の中で独自の目的、成果及び指標を設定すべきである。このため、モニタリングと評価は多くのレベルで実施され、「10年」が生み出す新たな推進力や指示と一体のものとなる。進行中の取組との関連や効果を確保するため、モニタリングと評価の結果は、「10年」の期間にわたってプログラムの評価と再編のために使用される。主張を行うために、また DESD の進捗を人々に広く報告するために、広範な読者を対象とした報告書が 2 年毎に刊行されるべきである。

「10年」の足跡をたどるために、定性的な評価方法と定量的な評価方法が必要である。というのも価値観の採用とか行動の変化といったものは、数のみでは適切に捉えることができないからである。定量的なアプローチに関しては、広い範囲のデータを収集することができる。次の表は、前章で示された「10年」の成果を記載するとともに、その認証を支援するために使う可能性のある指標とデータの種類を示している。繰り返すが、この表はとりあえずのものであり、それぞれのレベルでのそれぞれの取組において、自らの成果と指標を定める必要があることを強調しておく必要がある。

表9 モニタリングと評価に係る指標とデータ

| 期待される成果                        | 可能性のある指標   | 確認のために使用するデータ   |
|--------------------------------|--|---|
| 持続可能な開発に係る計画に教育の要素が取り入れられられること | 教育が CSD や地方、国、国際レベルの持続可能な開発に係る会議の定期的な議題となること                   | 議事録その他の会議報告の中に ESD が出現する頻度                              |
| すべての開発計画における ESD の必要性と役割の評価    | ESD が PRSP や地域計画（例えば NEPAD）、国家計画の中に盛り込まれること                    | ESD の要素が盛り込まれた PRSP の数、開発計画の文書中における特別な ESD の章の数         |
| ESD の戦略的重要性についてのコンセンサスの増大      | ESD を教育省の機構や計画に取り入れること、また CS や NGO の活動に取り入れること                 | そのプログラムの中に ESD の規定がある国、CSO、NGO の数                       |
| ESD の取組における協力や相互の補強関係の増大       | ESD のネットワークや同盟の構築すべてのレベルにおける政府、CS 及び NGO の共同プログラムの構築           | ESD ネットワークや同盟の数および会員数共同の取組の数、それに参加する機関の数                |
| 持続可能な開発の本質と原則に関する広範な意識啓発       | 持続可能な開発に関するイベントやキャンペーン、会議への人々の参加<br>地方における実質的な持続可能な開発に係る取組への参加 | 持続可能な開発に関する課題についての人々からの自発的なフィードバックのレベル<br>取組の数および参加のレベル |
| 持続可能な開発に係る課題のメディアへの定期的及び実質的な露出 | 持続可能な開発及び ESD についてのテレビ、ラジオ、新聞における報道                            | 持続可能な開発に関するリポートや論説などの数                                  |

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

| 期待される成果                            | 可能性のある指標   | 確認のために使用するデータ   |
|------------------------------------|--|---|
| 教育の質を高めるため、持続可能な開発を EFA の取組に入れ込むこと | 基礎教育における持続可能な開発に係るテーマの使用<br>持続可能な開発が EFA のモニタリングにおける中心的な指標となっていること         | 基礎的な教育のカリキュラムに持続可能な開発を取り入れている国々の数<br>国及び国際的な EFA 報告における持続可能な開発に係る定期的なモニタリング |
| すべての種類の学習の状況において ESD 的アプローチの採択の増加  | 公的及び非公的なシステムでの持続可能な開発に係る学習プロセスのモデル化  | 持続可能な開発のアプローチをモデル化している学校や非公的なプログラムの数  |
| 教育者訓練の一部としての ESD                   | 持続可能な開発の原則を教員などの訓練に入れ込むこと  | 持続可能な開発に係る総合的なテーマをもった教員訓練コースの数、持続可能な開発のアプローチを用いた NFE 教育者／後援者の数              |
| ESD に関する質の高い資料及び方法論                | 学習の際に利用できる関連する実践的で刺激的なプリント、電子ファイル、視聴覚資材<br>持続可能な開発の原則を反映し、モデル化を行う学習／教育の方法論 | 配布される資料の数や採択される割合<br>持続可能な開発の原則を採用している学校の数、現職の教師／教育者の訓練コースの数                |
| ESD を維持するための適当な管理能力                | ESD の教育管理訓練（教頭、検査官、校長、計画者など）への統合   | 訓練を受けたマネージャーの数、持続可能な開発のアプローチが活用されている教育機関の数                                  |

定性的な分析については、エスノグラフィー（民俗誌）アプローチにより、特定の共同体において、行動の変化、持続可能な開発の価値についての認識や新たな実践活動の採用といった観点からの分析が可能になる。長期的な研究に加えて共同体を対象とする民俗学的な調査によりデータが得られ、持続可能な開発がもたらす変化、価値観、実践、行動、関係をめぐる人々の生活の複雑な関係が明らかになる。「10 年」の開始に当たって、先進国と開発途上国の双方において、また異なる ESD の取組—公的な学校、パブリックキャンペーン、非公的なアプローチに関連して、長期的な研究を行う場所を同定することが重要である。

国際的なレベルでは、認証のための指標と方法のデータベースを構築し、意味のあるモニタリングと評価を実施する能力を向上させる上で、関係国と協働することがリードエージェンシーである UNESCO の役割である。このプロセスの一部として、UNESCO は、EFA グローバルモニタリングリポート、国連識字の 10 年に係るモニタリングの取組、及びミレニアム開発目標に関する進行中のモニタリングなどの他の国際的なモニタリングの取組と密接に共同作業を行うこととしている。

## 第4章 「10年」をプログラムする

### 10 資源

「10年」は国連加盟国のイニシアチブであり、そのようなものとして加盟国及び国際的なレベルにおいて実施される。その目的は、影響が最終的に現れる国及び地方レベルでの関心と活動の増大をもたらす国際的な勢いを作ることである。それゆえ、人的、物質的な資源が、それぞれのレベルにおける適切な役割のために利用できるものでなくてはならない。多くの場合、それは既存の資源を用いた既存の取組の強化や再編となる。国レベルでは、この計画に示された優先事項を踏まえた調整を行って、通常の予算または他の既存の財政メカニズム（開発援助など）を通して、資源が利用できる。地域レベル及び国際レベルにおいては、おそらく既存のプログラムを ESD に向けて軌道修正することとなり、とりわけ国連機関においてはそのようになる。すべてのレベルにおいて、「10年」を推進し、促進し、調整するために必要な追加的なエネルギーを利用可能なものとするために、ささやかではあるが人的・物質的資源の追加が必要となるであろう。

- 国レベルでは、既存のプログラムやプロジェクトを通じて、既に資源が利用可能ではあるが、ESD ネットワーク拠点（ハブ）とその意識啓発業務のために、追加的な人員と予算を確保する必要がある。
- 地域レベルでは、大学のネットワークや EFA のイベントを通じて、既に資源が利用可能になっていると思われるが、特に ESD コーカスや能力開発に係る相互の取組のために追加的な資源が必要である。
- 国際レベルでは、UNESCO が「10年」の調整のために必要な人員といくらかの財政的支援を提供するとともに、部門間 ESD タスクフォースの開催と ESD に関するプログラムへの資金提供を行う。他の国連機関は ESD を既存の予算やプログラムの中に統合する。このほかに国際レベルでは、提案されている DESD に関する関係機関調整委員会の取組を促進するための資源がさらに必要となっている。

### 11 スケジュール

以下の表は DESD の活動やイベントのスケジュールを概観したものである。最初の 5 年間についてはやや詳しく記述している。というのも、まず「10年」の開始時にいくつかの取組が行われ、10 年にわたってフォローされなくてはならないからであり、そして、「10年」の後半の 5 年間の活動やイベントは、かなりの部分が最初の 5 年間に何が行われたか（行われなかったか）によるからである。このため、この表には 2010 年から 2014 年までの提案されている大きな活動とイベントのみを記載している。

このスケジュールでは、「10年」を進めていくに当たっての主な分野である 5 本の活動の柱の下に構成されている。これらは「10年」の戦略（前記第 6 節を参照されたい）に密接に従っており、以下のようなものとなっているが、これらの活動の多くに ICT の利用が盛り込まれていることを承知している。

- 主張及びビジョンの構築
- パートナーシップとネットワーク
- 能力開発とトレーニング
- 調査研究と革新
- モニタリングと評価

「10年」の期間を通じて、取組の姿がよくみえ勢いがあることを維持するため、毎年特別のテーマが用意され、それについて異なるレベルでイベントが開催されるべきである。そのようなテーマの候補として次のようなものがある。

- 持続性のある消費
- 文化の多様性
- 健康と生活の質
- 水とエネルギー

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

- ・ 学習の場としての生物保全地域
- ・ 学習の場としての世界遺産地域
- ・ 知識社会における ESD
- ・ 市民参加と良好なガバナンス
- ・ 貧困の軽減と持続可能な開発に係るプロジェクト
- ・ 世代間の公平性と倫理

国、地域、国際レベルでの開始イベントにおいては、自らの学習のためのイベントとすることにより、「10年」の目的を示すべきであり、それは、教育者、若者、児童、共同体のリーダーなどの国際的な集会であり、また地方の状況に応じて持続可能な開発を扱う行動しながら学ぶ実践的イベントなどである。

表 11 「10 年」の前期スケジュール

|                                | (2004)   | 2005  | 2006                          |                   |
|--------------------------------|--|---|-------------------------------|-------------------|
| 政策提言とビジョン構築                    | DESD ウェブサイトの開始、標語の募集（若者）   | DESD の開始（国際及び各国）                              |                               |                   |
|                                |  | 世界 EFA 週間における SD (4 月)                        | 国レベルでの報道のためのメディアネットワーク及び計画の構築 |                   |
| すべてのレベルにおける DESD 活動カレンダーの作成と普及 |  |   |                               |                   |
| パートナーシップとネットワーク                |  | 全国 ESD 協議グループの構築<br>政府主催の国の内部 / 地方の関係者の協議     |                               |                   |
|                                |  |   | 地域 ESD コーカスの設置                |                   |
| DESD 関係機関調整委員会                 | DESD 関係機関調整委員会   |   | DESD 関係機関調整委員会                |                   |
|                                | EFA HLG 4  | CSD 13<br>EFA WG6                             | EFA HLG 5                     | CSD 14<br>EFA WG7 |
|                                |  |   | 国際専門家協議会（2007 政府間会合の準備）       |                   |
| 能力開発とトレーニング                    | UNESCO は DESD の啓発のため地域 / 地域下部レベルのワークショップと地域・国レベルの DESD のための計画活動への関与を推進する | コミュニケーション及び意識の啓発、計画管理・国が協議した地域または国の一連のワークショップ |                               |                   |
|                                | UNESCO は国の計画や DSED プログラム・活動の開始を支援する指針、マルチメディアパッケージの開発・普及を行う              |   |                               |                   |
| 調査研究と革新                        |  | 長期間の影響を評価するための基盤的研究                           |                               |                   |
|                                |  |   | ESD に係る調査研究課題についての地域会議        |                   |
|                                |  | ESD シナリオの開発と刊行                                |                               |                   |
| モニタリングと評価                      |  | 国、国の内部レベルにおける指標の開発                            | 毎年のレビュー会議<br>家モニタリング          |                   |
|                                |  |   | 国レベルでのモニタリング及びデータ収集メカニズムの構築   |                   |
|                                |  | UNESCO は DESD プログラムを国際的に追跡するため、指標とデータベースを構築する |                               |                   |

- 定期的なサイクルで、地方、国、地域、国際レベルの協議を行うことが重要である。スケジュールとしては、2005年から2006年にかけてこのような集会を予定し、2007年から定期的なサイクルで開催する。毎年次のような流れで開催することが考えられる。

表10 ESDに係る会合の毎年のサイクルについての提案

| 月  | 11月           | 2月            | 6月          | 9月                 |
|----|---------------|---------------|-------------|--------------------|
| 会合 | 国の下の地方の関係者の協議 | 国の ESD 協議グループ | 地域 ESD コーカス | DESD に関する関係機関調整委員会 |

このスケジュールでは、5年後（2010年）に国際的な中間レビューを提案し、また、「10年」の終了直後（2015年）に、国レベル及び地域レベルの会議から得られたデータと報告並びに DESD 全体の評価レポートが利用できる国際会議の開催を提案している。

|                    |                   | 2007                    |                      | 2008                 |                       | 2009                 |  |
|--------------------|-------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|--|
|                    |                   |                         |                      |                      |                       |                      |  |
|                    |                   |                         |                      |                      |                       |                      |  |
|                    |                   |                         |                      |                      |                       |                      |  |
|                    | 全国 ESD 協議<br>グループ | 国の内部 / 地方<br>の関係者の協議    | 全国 ESD 協議<br>グループ    | 国の内部 / 地方<br>の関係者の協議 | 全国 ESD 協議<br>グループ     | 国の内部 / 地方<br>の関係者の協議 |  |
|                    |                   | 地域 ESD コー<br>カス         |                      | 地域 ESD コー<br>カス      |                       | 地域 ESD コー<br>カス      |  |
| DESD 関係機関<br>調整委員会 |                   | DESD 関係機関<br>調整委員会      |                      | DESD 関係機関<br>調整委員会   |                       | DESD 関係機関<br>調整委員会   |  |
| EFA HLG 6          | CSD 15<br>EFA WG8 | EFA HLG 7               | CSD 16<br>EFA<br>WG9 | EFA HLG 8            | CSD 17<br>EFA<br>WG10 | EFA HLG 9            |  |
|                    |                   | 政府間会合 (ト<br>ビリシから 30 年) |                      |                      |                       |                      |  |

評価、教育者の訓練及び再訓練、分析手段、教える内容及び教材、指導方法（6.4節を参照）などに関する UNESCO と加盟国

## ESD の 10 年国際実施計画案全文

注：多くのイベントや会合、活動は「10 年」の後期も継続し、その他のものはその時点になってから明らかにされる。すべてのレベルにおける定期的な会合は、国としての協議や国際的な会合など同じ基盤の下に継続すべきである。したがって、「10 年」の後期についての次の表は、当初から計画されているイベントのみを掲載する。

|          | 2010           | 2011 | 2012 | 2013            | 2014                   | (2015)           |
|----------|----------------|------|------|-----------------|------------------------|------------------|
| 地域中間研究会議 |                |      |      | 国レベルでの DESD の評価 |                        |                  |
|          | 国際 DESD 中間レビュー |      |      |                 | 地域レベル、国際レベルでの DESD の評価 | 「10 年」の閉幕に係る国際会議 |

## 参考文献

略

## 付録：国レベルの DESD の実施に係る原則

国レベルにおいて、DESD の実施は基本的にすべての関係者の協力を必要とするプロセスである。次のような一連の問いは、各国の状況に大きな差があることを考慮すると多分に例示的なものではあるが、そのプロセスを開始するための枠組となる。これらの問いは本計画の方向に沿ったものであり、具体的な活動へと導くことを意図している。

### 1. パートナーシップと活動の開始

- ESD に関するステークホルダーを明らかにし、最初の会合を開催する。
- DESD の推進と促進に関する調整に責任をもち、「万民のための教育」(EFA) との連携を確保する、多様なステークホルダーによる国レベルの組織を明らかにする。
- 10 年の期間に ESD の実施に必要な経費を算定し、既存のプログラムや予算を含めた財源を明らかにする。必要に応じ、政府および NGO の取組みを支援する財政メカニズムを構築する。
- 持続可能な開発における国的重要な課題と国民の意識啓発のための重要なメッセージを明らかにすることを含めた ESD への関与を促すため、DESD 計画の構築または既存の教育計画の強化のための協議会の開催、および国の DESD にかかる目標を設定する。
- 対象の範囲や特性に応じたコミュニケーションと政策提言に関する計画を策定する。
- ESD がすでにどの程度まで教育の取組みに取り込まれているか、またそれはどのゆえでどこで行われているかについての基礎的な研究を実施する。
- 地方行政の組織やプロセスが、そのレベルでの計画や実施における幅広い市民参加をいかに促進しているか、またはその制限を行っているかについての評価など、国の法的、制度的枠組みについて検討する。
- 国および地方レベルにおいて、省庁間、市民社会、民間セクターおよび NGO の協力のための枠組みを構築する。

### 2. ESD の実施

- 人びとの意識啓発と参加を推進する継続的取組みの計画を策定する (メッセージ、メディア、題材)。
- 意識啓発キャンペーンを開始し、DESD に係る課題に関し定期的なメディアへの情報提供を促進する。
- 質の高い ESD とはどのようなものであるか多数のシナリオに描き出すシナリオ開発作業を開始する。例えば、様々な種類の学校におけるもの、成人の学習サークルにおけるもの、開発計画の中に含まれるもの、異なる地理的・

社会文化的状況下におけるもの、異なる科目分野の中におけるものなど。そのようなシナリオは、どのようにすれば ESD をもっとも効果的に実施することができるかについての地方での議論のための資源となる。

- ESD アプローチを取り入れるための教育者、推進者および教員に対するトレーニングを検討、実施する。
- ESD アプローチを取り入れるため、学校や非公的な場でのカリキュラムを検討、実施する。
- 地域の市民グループが持続可能な開発に関する学習と実践をむすびつけるための枠組みを提供する。
- 具体的なモデルプロジェクトの実施を視野に入れた市区レベルでの計画策定を開始する。したがって、これらのプロジェクトは、期間が限られ、また、参加する個人や企業、家庭の数や目標期日などに特別のねらいを持つ。そのようなプロジェクトの例として、次のようなものがある。
- 清掃、緑化、野生動物のための環境の改善・保全、古い町並みの保全、文化的遺産の保護などで、その地域の独自性において市民グループや企業グループなどにより実施されるもの。
- クリーンエネルギー、製品のリユース・リサイクルの推進、生物多様性の保全、環境教育の推進などで、より広い地理的範囲及び最終的には地球環境に対するその活動の重要性と影響について考慮しつつ、市民グループにより実施されるもの。
- 個人や家庭、企業から排出される環境に好ましくない廃棄物の減少などの環境管理活動で、これらの個人、家庭、企業により自ら実施されるもの。

### ESD の評価

- 関係グループと協力し、DESD のどの局面をモニターし、その結果としての情報をどのように分析し利用するか決定する。
- それぞれの国で定めた DESD の目標に基づき、測定可能な指標とモニタリングプロセスを定める。
- それぞれの国、地方においてどのようなデータが収集され、だれがその収集と照合に責任を有し、いつそれが実施され、だれがそれを国連に報告するかについての詳細な計画を策定する。

日本語仮訳：国連大学高等研究所 松井上席研究員、ESD-J

(仮訳であり、十分な確認や推敲が行われておらず、若干のミス等の可能性があることをご了承ください)

### 執筆者一覧（五十音順）

|         |       |
|---------|-------|
| 阿部 治    | 池田 満之 |
| 伊藤 伸介   | 大島 順子 |
| 鬼木 たまみ  | 上條 直美 |
| 川手 友美子  | 小寺 正明 |
| 佐藤 洋作   | 清水 悟  |
| 竹内 よし子  | 豊重 哲郎 |
| 中島 美穂   | 長岡 素彦 |
| 二ノ宮リムさち | 新田 和宏 |
| 野口 扶弥子  | 原田 泰  |
| 平野 仁美   | 降旗 信一 |
| 古川 真衣   | 古山 喜章 |
| 星野 智子   | 松本 恵  |
| 宮崎 稔    | 村上 千里 |
| 森 実     | 森 良   |
| 山本 康夫   | 脇田 智恵 |
| 渡辺 隆一   |       |

## ESD-J2004 活動報告書

### 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」 キックオフ

2005 年 3 月 第 1 刷発行

編集・発行：特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議

〒 160-0022 東京都新宿区新宿 5-10-15 ツインズ新宿ビル 4F

(社) 日本環境教育フォーラム内

TEL : 03-3350-8580 FAX : 03-3350-7818

URL : <http://www.esd-j.org>

E-mail : [admin@esd-j.org](mailto:admin@esd-j.org)



この報告書は環境事業団地球環境基金の助成を受けて作成いたしました  
この報告書は古紙 100%、白色度 70% の再生紙を使用しています

